

會 告

●本誌ハ印刷日附ノ通り、四月上旬ニ於テ發行ノ準備相整ヒタルモ、諸君ノ認知セラル、カ如ク、數年數月間會費、雜誌代價ヲ送付セサル諸君幾千ナルヲ知ラス、殆ト讀者ノ半數以上ニ達シ、會計整理上、前途頗ル懸念ニ堪ヘス、且爲メニ事務ノ繁冗ヲ來タシ、自然、發行其他本會事業ニ影響ヲ與フルト少ナカラス、故ニ此際斷乎タル處置ヲ以テ、是迄、本會ヲ累ハシタル讀者諸君ノ去就ヲ確定セシメ、第四號附録ヲ以テ、延滞ノ甚シキ一部分ノ姓名ヲ掲ケ、一方ニハ、郵書ヲ發シ拂込ヲ促シ、數十日間、事務員ヲ擧ケテ之レニ從事シ、漸クニシテ、任復ノ結果、諸君ノ去就及ヒ本誌發行部數ノ概略ヲ確カメ得タルヲ以テ、初メテ印刷ニ付シタリ、故ニ、其記事申舊聞ニ屬スルモノ少ナカラス、隔靴ノ感ヲ免レスト雖モ、前途整理上止ヲ得サルニ出シテ以テ、宜シテ了恕セラレンコトヲ希望ニ堪ヘサルナリ

●前號(第四號)附録ヲ以テ會費、雜誌代金ノ拂込ヲ促シタル諸君中、其全額、又ハ月賦拂トシテ内金送付セラレタル諸君ノ外ハ本誌(第五號)以下送本ヲ停止ス

●又第五號以下ニ於テ、一端姓名ヲ掲ケ、督責スルモ、次號發行日一周間前ニ於テ送金ナキ時ハ其次號(姓名ヲ掲ケタル)ヨリ送本ヲ停止ス

●既ニ送本ヲ停止シタル諸君ハ、延滞金ノ全額一時送付アルニアラサレハ、決シテ其需求ニ應セス、尙延滞金精算ニ至ル迄毎號若クハ時々、本誌ニ姓名ヲ掲ケ、一面郵稅先拂ヲ以テ、時々督責シ、或ハ本屬長官ニ出願シ處分ヲ仰ク等結局義務ノ履行ヲ求ム可シ

●會費、雜誌代金精算不明瞭ノ旨ヲ以テ、照會越サレ候向多々アリト雖モ、抑廿三年以前ニ屬スル延滞金ハ、多クハ舊臘以來、再三請求書ヲ呈シ、又本年ニ入りテハ單純ナル雜誌代價ナルヲ以テ、照會ノ勞ヲ取ララル、迄モナク、明瞭ナル可シト信ス、况ヤ其回答ヲ爲スモ更ニ送金セララル、ニモアラズ、數月間ヲ經テ又精算ノ照會ニ接スルモノアリ、本會其手數ニ堪ヘ難キヲ以テ、爾後眞ニ不明瞭ノ場合ト雖モ、凡ノ見込ヲ以テ送金セラレ、然ル上精算書ヲ要求セラレンコトヲ希望ス但返信料ハ別ニ送付セラレンコトヲ乞フ

右廣告ス

主任 磯村 兌貞

警察監獄學會雜誌第二卷第五號

論 說

● 飲食物等ノ取締ニ就テ

重 壽 生 稿

飲食物及嗜好品ノ偽造ニ由リ健康ヲ害シ甚シキハ危
 フスルノ憂アリ其他日用諸品ノ中ニモ此ノ如キモノ
 アルヲ以テ(玩弄物、飲食器、庖厨具、顔料、壁紙
 石油)此等ノ危害ニ對シテ警察上取締ヲ要スルコト
 ハ辨テ須タスシテ知ルヘキナリ

獨逸國ニ於テハ特ニ法律ヲ以テ規程ヲ設ク千八百七
 十九年五月十四日付法律是レナリ其規程ニ由レハ警
 察官吏ハ前記諸品ノ見本ヲ價ヲ拂ヒテ店舖ヨリ持チ
 歸リ又曾テ此等偽造ノ爲メニ處分セラレタルコトア
 ル者ノ店舖ヲ検査スルコトヲ得ヘシ又此等物品ノ製

造貯藏及展列ニ關シテハ勅令ヲ以テ規程ヲ設クルコ
 トヲ得ヘシ然ルトキハ次回ノ帝國議會ニ提出スルヲ
 要シ而シテ議會ハ之ヲ取消スコトヲ得ヘシ又罰則ハ
 通例ヨリ嚴重ニセリ殊ニハ偽造ニサヘアレハ別ニ詐
 欺ノ跡ナク且人身ノ健康ヲ害スヘキ條件ヲ具備セス
 トモ處罰スヘキモノト規定セリ

伯林市ニ於テ飲食物等ヲ検査スル狀況ハ概テ左ノ如シ
 警視廳ハ特別ナル化學的試驗場ヲ開設セント望ミ千
 八百七十七年以來數回市役所ニ向テ協議スル所アリ
 タレトモ費用ノ多カランヲ慮リテ承諾ヲ與ヘサルヲ
 以テ已ムナク化學家ドクトルピシヨフ氏ノ試驗場ヲ
 以テ代用スルコト、ナシ且試驗ノ事ヲモ同氏ニ囑托
 セリ而シテ飲食物等ノ見本ヲ採集スル等其他飲食物
 ノ取締ニ關スル執行事務ハ一切市場警察ノ管理者ヲ
 ル警察大尉ノ擔任スル所ニシテ氏ニ付屬スル曹長一
 人及巡查一人ヲ委員トシテ每週二日其都度指定セラ

事ハ最舊キ刑法ノ根原ナリ抑モ復讐ハ最初無制限ナリシト雖漸次法律ノ發達スルニ從テ客觀的ノ規定アル法律トハナリタルナリ是ヲ以テ法律思想ハ乃チ復讐心ノ變態ニシテ刑罰ヲ以テ必要具トナスニ至リタリ之ヲ學問上正理主義(又ハ法律主義)ト稱ス其他之ヲ目シテ精神上損害賠償主義又ハ要償主義トモナスコトヲ得ヘシ

恐怖ハ主トシテ未タ損害ヲ被ラサル人々ニ在テ其作用ヲ逞フス試ニ思ヘ若シ犯罪人猾智ニ富ミ或ハ督力人ニ勝レタルトキ之ヲ處刑シテ懲慙スルコトナカラフニハ本人又ハ他人ヲシテ惡事ヲ再ヒスルノ勇氣ヲ作興セシムルコトアルヘキ憂虞アリ此恐怖心ノ結果ハ則チ懲慙主義トナルナリ其目的タル犯罪人ヲシテ社會國家ノ威力ハ己レノ上ニ出ツルコトヲ觀念シテ更ニ復讐ヲ畏怖シ由テ自ラ抑制スルトコロアラシメントスルニアリ被刑者一人ヲ懲慙スル之ヲ單特ノ犯

行し且自己の身軀防衛の爲め武器を以て當らざるを得ず抜劍を許す場合即ち是を以て然れ雖此抜劍を以て直に殺傷を擅にするも妨げなしとは見る可らず尙此場合に於ても自己の身軀を防衛するの目的を以てし犯罪人の身軀に損傷を與へずして其暴行を制止せんことを力むるは警察の本旨なりとす然るに實際此の如き危急の場合に當りては良もすれば其遵守すへき範圍を起へ或は搏闘の間議らず知らずして殺傷を與ふるとあり是畢章警察官吏の護身用具に刀劍を用ゆる間は免れ難き一失にして之を採用するの初めに於て豫め期したる所の弊害なり然れども此弊害の爲めに佩劍の利益を奪ふ可らずとして今日に採用せられつゝある所以ならん今若し佩劍に代ゆるに他の兵器を得るあれば此弊害ある刀劍の如きは宜しく廢除して可ならん近頃長野縣松本人舊松平丹波守の藩士にして天眞傳無敵流の達人と聞へたる能勢頼誼氏か多年

罪豫防ト稱シ犯人ヲ處刑シテ兼テ他人ヲ懲慙スル之ヲ一般ノ犯罪豫防ト稱ス懲慙主義ニハ種々ノ別名アリ精神學上ノ抑壓主義又ハ諫止主義又ハ防禦主義ト云フ

(未完)

雜 錄

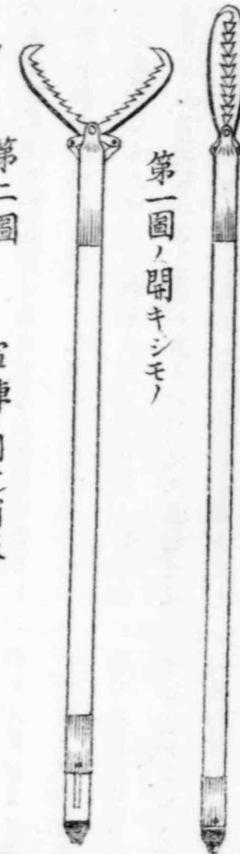
●警察上一大要具の發明

警察官吏か職務の爲めに斃れ或は傷を負ふ者近時倍々其多きを加へ又之と具に行兇者其者に就ても拒捕抗闘の爲め殺傷を致す者蓋し同一の比例ならざる可らず抑も警察の目的は彼れ如何に兇暴を逞くし如何なる危害に切迫するも犯罪人を殺傷するは決して本旨とする所にあらず然れ雖警察の身軀金鐵に非されは他に防衛の目的なく之を躊躇せは立どころに其生命を失はんとするか如き場合に際會すれば職務を執

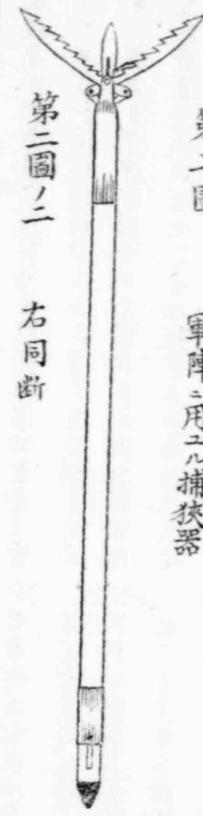
苦心の上漸く發明せられたる捕狹器なる者は我警察に特功を奏すへき望ありと斷言すへし若詳かに其利弊を講究せば巡查宿守の佩劍に代ゆるも不可なからんと信す抑此捕狹器は長さ三尺より六尺以内を以て適意に長短を定め得へく其形狀殆ど管鎗の如くにして石突即ち右手の握りに機あり之を押せば忽ち切つ先き半月狀に開き敵刀を受け障ゆへし又之を捕獲せんと欲すれば敵の身軀手足何れを擇はす右半月狀を突付け同時に握りの機を引くときは敵は已に我手中にあり尤半月狀の内面には鏢様の刃あり捕狹の後敵動かんと欲すれば皮肉破るへし柄は堅木を臺とし鏢の筋金を入れ機及び狹器は鉄製にして最堅固なりと雖も左程重量ならず定價一本三圓五十錢にして個數に依り遞減せり記者一日能勢氏を其道場に訪ひ該器の使用法を尋ねしに敵刃を受けたる時之を受け流して突入るの遅速と握りの機を操るの手練あるのみ余

第一圖 警察上捕狹ニ用ニルカ

第一圖ノ開キシモノ

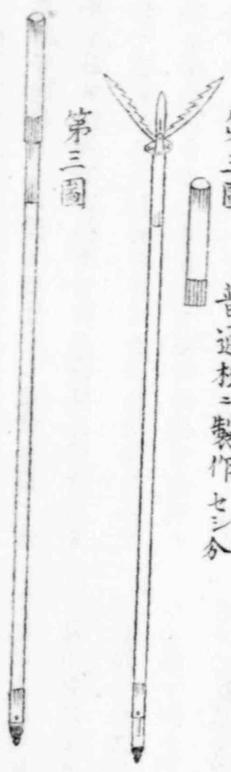


第二圖 軍陣ニ用ニル捕狹器



第二圖ノ一 右同断

第三圖 普通杖ニ製作セシカ



第三圖

輩數回之を試みしに狹機の伸縮自在にして何人と雖ども直に實地に使用するを得べく之を刀劍の擊劍に於けるか如き數多歲月の習練を要するものとせば余は此發明者に對し俄に其功を賞賛するを得ず又其器は如何に完全なるも其價額の貴きを致さは需用の途少あきを憂ひしに一個三圓五十錢以内にして而かも需用者の數多きに至れば力めて減價を以て需用に應ずべき見込なりと聞く余輩は是より進んで實地の經驗に徴し利害得失を研究し或は其形狀を變更し今日の佩劍を捨て、此捕狹器を採用し警察上文明の要具と決するに至らば發明

者の功勞は勿論是より警察上に發する殺傷の數を減し一方には御面御小手の必要もなく警察監獄の道場は職務の研究室と變更し其影響する所尠少なからざるを信す乞ふ試に一署若くは駐在所派出所等に一個を備へ實地の經驗に供せらんとを當局者に對し希望に堪へざるなり

因に該器發明者能勢氏か劍道の流儀は素面素小手にして兩刀木太刀を以て試合を爲すものにして面小手を用ゆる流儀に比すれば頗る眞に迫るを覺ゆ又氏は捕狹器の發明と俱に護身器の發明ありと雖目下改修試験中にあるを以て專賣特許を得らるゝに非されは公けに記するとを憚り茲に之を略し他日を待て報道せんとを期す
抑氏の發明に對し其の資を供給せしは新潟縣有志者島田直次氏にして該器の發明と無敵流劍術の今日あるを見しは島田氏の力大に與つて効ありしと

故に翁は氏に托するに製造販賣の權利を以てせり且つ該器は下谷西黒門町拾九番地製造販賣所に於て其の事務を取扱ふとの事なり

●普國の監獄

一部は司法省に屬し一部は内務省に屬す司法省所屬監獄の數凡そ一千其中多くは地方裁判所若くは區裁判所の監獄にして獨立の大監獄も亦數ヶ所あり監獄の事務は主として檢事の掌理に屬す檢事長は司法大臣の監督の下に其控訴院所轄區域内の諸監獄を管理す監獄長は地方裁判所々在地に在ては檢事の一人之に當り區裁判所の監獄に於ては同所判事之に當る而して獨立の大監獄には特別なる典獄を置く
司法省中監獄事務の主理者は現今樞密參事官スタルク氏なり伯林檢事長ルツク氏の管理に屬する大規模の監獄はアルトモアピートの拘留監(千二百人を容

る晝夜の分房凡そ八百あり典獄退職少佐フオンボル
ンスタット氏) 及プロヨツツエンゼーノ行刑監(男
四千三百人と幼年四百人を收む離隔房五百十個寢房
二百九十六個あり典獄樞密司法參事官ウヰルト氏)と
す

内務省所屬の監獄は凡そ五十にして懲役監は悉皆其
外幾多の禁錮監及拘留監あり縣廳(伯林にては警視
總監)の監督を受く然れども特に官吏を置いて其事務
を處理せしむ

現任内務省監獄事務主理は眞正樞密高等内務參事官
イルリソグ氏とす

警視總監の管理に屬するモアビート行刑監は嚴正な
る分房制に由て構造し凡そ五百の分房を有す典獄は
クロイチ氏なり

普國に於ては監獄の所屬内務司法の兩省に分かれあ
れば爲めに一齊の發達を妨碍すると少小ならざりし

する場合を鑿索し來らば概ね左の條件中の其一を備
へざるへからず

一 人民に對する公務上の失躰數回に涉りし場合

二 家政品行上に於て警察の鉢面を失墮したる場合

三 其地位を轉する場合即ち署長を課長に外勤を内

勤とし巡查より警部に轉するか如き場合

四 土地に依り駐在員の等級を規定せし場合に於て

其駐在員の等級に異動ありたる場合

五 其他の宦公署及び部内人民の全躰若くは一部分に

對し軋轢甚しき場合

六 其部内に親族若くは郷黨朋友多く公務上に影響

ある場合

右に掲げし事情を存する場合は之を轉任(或は其甚
敷ものに至りては轉任以上の處分あるへきは勿論)
せしむる必要を見ると雖今日の實際上より觀察し來
るときは一種の情實なるもの此轉任を支配する重な

あり此不都合は中央監獄委員の設置に由りても遂に
全く排除せらるゝに至らずと云へり然れども漸次好
成績を顯し來り近時は双方の所見も幾分か一致する
の傾向を生せるが如し該委員は内務次官を長とし内
務司法兩省の監獄主理、衛生及建築の高等官各一人
并に典獄二人より構成せり
(未完)

●警察官の轉任に就て

一管内若くは一署内に於て或る事情の爲め甲乙其任
所を轉せしむるは勢ひ止を得ざることはいへ其間大
に慎重を加へされは其人の感情を損するのみならず
部内人民に影響を與ふると少しとせず抑警察制度未
た備はらず人民か警察を見ると魔廳の如く鬼神の如
き感想を有したる時代已に經過せし今日に在りては
長く同一の地方に同一の人物を駐在せしむるの得策
なることを是認せざる可らず今試に其轉任を必要と

る原因を造り出すには非ざるなきや彼の本人か種々
の情願、一人の爲めに數人を動かすとの如き一方に
は轉任を希望し若くは其必要ありと雖是れに代ゆる
の一方は大概轉任の必要な者を動かすと多からん
果して然らば一方には得る所あらんも一方は必ず失
ふ所あり其失ふ所は本人の感情を損するのみならず
一時公務の滯滞を來たし部民に取りては當分人情風
俗に通曉せざる保護者を戴き其人物と其人の探る所
の方針とを觀察し終る迄は疑懼の念慮を懷抱し又一
方には旅費の支出を要するあり(若し旅費を要せざ
る轉任とすれば本人は一層の困難あり)結局轉任は
得る所少くして失ふ所多し故に眞に轉任を必要とす
る事情あらは成るへく他に影響を與へざるの處置を
爲し而して一たひ奉職したる任所は畢生動く可らず
所謂第二の故郷たる觀念を保有せしむるの方針を取
り一巡查の轉任と雖輕忽あらざる様當局者に希望す

る所あり勿論經費節減の今日費用上よりするも漫りに人を動かすの弊は漸次其跡を斷つに至るへとは察すれども散在制度を擴張し駐在巡查の實効を擧ぐるは駐在の長きを必要とする一般の定論あるにも係はらず現に本會警察會員の一斑より窺ふも其轉任の頻繁なる實に驚くに堪へたる形跡あり思ふに一署内甲乙任所を轉するが如きは旅費の支給を要せざる者多く且署長の權内に屬すへきを以て彼の人民に利害のなき屯集制度の行はれし時代交替派出所詰の巡查は多く年月を定め交代せしめたる慣習幾分か腦裏を去らず巡查の轉任に慎重を欠くものなきには非ざるなきや敢て監督官の一顧を煩はさん欲す

尙右に述べる轉任頻繁の結果にはあらざるも署長若くは駐在巡查の轉任に際し部内人民の有志若くは其全躰より留任願を呈するもの彼所此所に行はるゝを見る余輩此現象を察するに警察の恩澤漸く人心に徹し

警察の國家に缺くへからずとの觀念一層厚きを加へたる結果にして警察進歩の階梯として見るを得へしと雖此留任願に對する處置を見るに人民の情願を容るゝもの甚だ稀にして多くは却下して人民の情願を顧みざるが如し抑留任願の主旨何れにあるや一々之れを知るに由しなしと雖要するに能く民望を收めたる報酬と云はんのみ其内或場合に於ては前任者を惜むは陽にして陰に后任其人も忌避するに出るものなきを保せず又或は前任者の成績敢て見るべきものなきも一二有志輩の爲めに一般雷同するが如き形跡なきを保せずそは兎に角此留任願を採用して一旦發したる轉任の辭令を取消すか如きは決して策の得たるものに非されは斷行に躊躇なからんとを希望するは勿論なりと雖又一方には其轉任を慎重し眞に止を得ざる事情を存するに非ざるよりは之れを行はざるの針路を取らば或は人民と雖思ひ半はに過きん何ぞ故

らに留任願を呈する今日の如く頻繁なるを致さんや敢て當局者の注意を乞ふ

● 犯罪人 (客年第十號ノ續)

山東 隱士

ロムプロゾーノ事業ハ皆此方向ヲ以テ運動スルナリ最初ニ單一ナル試験成績ヲ「アチ、デル、イスチツ、ロムバルド」(千八百七十一年ヨリ同七十六年ニ至ル間)ノ紙上ニ於テ公ニシ後之ヲ輯メテ一卷ノ書トナセリ千八百八十五年ニ至リ該書ヲ改修シ大ニ其紙數ヲ増シテ出版セリ是レ此翻譯ノ原ツク所ナリ幾多ノ破片及碎石化シテ一箇ノ聯續セル系統ヲ形成セリ其内容及價値ハ讀者宜ク書中ニ就テ自ラ判斷シテ可ナリ今ヤロムプロゾーハ冒頭ニテ從前斷續ノ記事ニ止リタル所ノ犯罪ノ發言史ヲ講述シ此現象ノ進化論ノ法則ニ從テ動物世界及野蠻世界ニ生起スルノ事蹟ヲ稽查シ就中之レテ幼兒ニ遡テ研究セルナリ次キニ

論スル所ハ全躰ノ基點タル解剖學及人躰計測法ナリ即チ犯罪人ノ頭蓋骨ノ、形狀、容貌、頭髮、痛痒ノ感覺等ニ於テ種々ノ特異アルヲ見ルナリ尋テ犯罪人ノ生理學及精神學ニ關スル觀察アリ犯罪人ノ病理的情念其文學及手跡其宗教及言語、要スルニ其理想界及感情界ニ屬スル百般ノ事項ヲ細説セルナリ以上ヲ第一篇ト爲ス第二篇ニ於テハ犯罪人ノ診斷法及治療法ヲ講述スルモノトモ謂フヘキカ

第一篇ニ載スル所ノ諸般試験ニ由レハ犯罪人ハ特殊變常ノ人間タルコトヲ知ルヘシ犯罪ハ宛カモ是レ身躰精神ノ特異ニシテ教育及交際ニ由テ抑制シ得ヘク而シテアル事情ノ作用ヲ受クレハ突然再發スルコトアルモノナリ此所謂事情トハ氣候季節職業等ニシテ

ロ氏ハ第二篇ニ於テ詳細ニ之ヲ檢明シ又之ニ由テ其匡救手段ヲ斷定セリ曰ク陪審裁判ヲ廢止スヘシ監獄ニ於ケル惡事ノ傳染ヲ防制スヘシ辯護士ノ過重ナル

勢力ヲ排除スヘシ、冷水ノ濯浴及苦杖ノ懲罰ヲ採用スヘシ殊ニハ亞爾箇保爾ノ飲用、歲市等ヲ節減スルニ由テ豫防スル所アルヘシ云々ト

以上説ク所ヲ以テロンブローノ意見ノ大跡ヲ窺知スルニ足ルヘシ (未完)

●德川時代風俗警察一斑

●寛文十二年十月廿六日
松平伊賀守殿大久保佐渡守殿侍座侍座は同伊賀守殿被仰渡候は先達て相伺候田中立了娘を越前屋吉右衛門養子に貰ひ遊女に賣候に付吉右衛門儀遠島に相伺口入四郎兵衛養入墨之上重く敲き家主主可相渡と伺候得とも人かどはかし之御仕置獄門又ハ引廻し死罪にも罷成候吉右衛門養子娘を遊女に賣候養ハ人勾引より科重く被思召候故此度吉右衛門義不及引廻し死罪四郎兵衛義は遠島可申付旨被仰渡候向後此類右之心得にて伺候様被仰聞候

●同十三年十一月

此定七儀女房を賣女に出し不届に御座候間家財不殘取上げ候上重く敲き可申候哉右之類向後と

●同御扶持人拜領町屋敷隱賣女差置候家作之儀に付
右定七義家財不殘取上げ候上重く敲き可申候

●伺書

輕き御扶持人拜領町屋敷に隱遊女差置候得ば過怠として五ヶ年の内屋敷被召上屋敷は其まゝに差置五ヶ年の内は地代店賃公儀へ取上右年數過候は、如元地所家作とも御返し可被下旨去る未年御書付を以て被仰渡候

右之通りの御定に候得共五ヶ年之内家作其まゝ差置候ては又々其屋敷の内には賣女差置申候間縱令當時外商賣之もの地かり罷有候とも同屋敷之内にて見のがし致置候段不届に御座候間都て家作取上げ御拂致代金公儀に取上げ可申候五ヶ年之内は明き地にいたし置年數立候は、地面計り如元御返可被下候方以後紛敷義無御座其上賣女差置候屋敷際はたち可然哉と奉存候依て奉伺候

五月三日左近將監殿へ上る
伺之通向後可仕由奉畏候以上 七日

大岡越前守殿懸り賣女之内深川大和町平兵衛店定七義女房を賣女に賣り候伺左之通り外一件畧之

申十一月十九日入牢 深川大和町平兵衛店 定七

右定七儀吟味いたし候處渡世難儀夫婦相談之上きよ致得心候に付船頭長次郎儀心安く候間相頼み舟にて毎夜賣女爲致候右之通きよ得心之上賣女に出候儀故無跡に打擲いたし候事曾て無御座候處打擲仕候と申儀申懸けにて御座候畢竟きよ儀長次郎と密通之上欠落いたし候得共御法度之賣女に出し候義に候得者今更申分難相立誤入候旨申候

右女房を隱賣女に差出候御仕置之儀九年前子の年本所吉岡町長兵衛儀家財取上げ追放に罷成候近き頃女房を賣女に出し候もの御仕置無御座候に付定七儀下札之通り奉伺候定七御仕置此度相究次第向後女房を賣女に出し候もの御仕置之定法に仕度依之奉伺候以上

十一月廿九日和泉守殿に上る

黄紙 大岡越前守

大岡越前守 諏訪美濃守

下け札

町入屋敷に賣女差置候分は五ヶ年と申無限家屋敷共に取上げ家作は御拂にいたし跡は公儀屋敷に仕置可申候

●同十四年五月

寺社門前に隱遊女差置候儀に付 伺書

●覺

一寺社領門前町屋にて隱遊女捕候節の御定無御座候御朱印地の寺社も有之其外大小の寺社御座候都て門前町家の分は町人面々屋敷に買請候て百姓同前に地頭の寺社へ年貢寺役等相勤申候隱遊女差置候もの家主の町人不届御座候通例町方の通り家敷不殘取上屋敷は入札を以て相拂代金公儀へ相納可申候跡屋敷落札買主より地頭の寺社へは年貢寺役等相勤候得ば拜領地に離候事無御座候

一右地頭の寺社は門前町家に隱遊女差置候を不相改候段不念候乍去寺社の儀武士方町人共違候間寺社奉行にて叱置自分より致遠慮罷在候様可仕候
右之通伺之上極候以上

五月
●同十五年五月六日

大岡越前守様御内寄合にて年番名主に被申渡
神社佛閣に大提灯納候義向後御停止に候此段寺社方
にも寺社御奉行様より被仰渡候間町中にて急度相守
可申候辻々等にも大提灯一切差出申間敷候且又提
灯屋共自今大提灯拵申間敷候格別之譯も有之候は
御訴可申上候此旨町中に入念申渡候様被仰渡候
●同年同月十二日

奈良屋にて町中名主に被申渡
差上申證文之事

神社佛閣にともし候大提灯自今御停止に候間何方よ
り誂候共細工受取申間敷候達て誂候ものも御座候は
御奉行所迄可申上候若相背誂受取申候は、何様に
も可被仰付候爲後日證文差上申候仍如件
年號月日

右之通之證文銘々提灯屋共へ申付支配切取集明十四
日此方迄可被差出候支配に提灯屋無之候は、其斷書
可被差出候以上
●同十六年二月

萬石以下御旗本之面々に申聞覺

味候處右之段相違無之に付夫々に御仕置被仰付候就
夫物て輕き御扶持人并組付抱之者より新規之儀は勿
論たどひ致來候義にても右跡の音物は堅受申間敷事
に候兼て支配之者尤與方同心共えも右之趣可申聞置
候
右之通別紙書付の向々可有通達候以上

九月

右御書付寫亥九月廿三日鈴木飛彈守於御城被相渡候
●同十八年 月日不分明

養娘遊女奉公に出し候者之事
一輕きもの養娘遊女奉公に出候者實方誂無取上
但卑賤之者え養女に遣候實方にも其心得可有之
事に候間證文有之候共無取上然共養娘格別及難
儀に候を養父取計候は、可掛吟味實子にても親
之仕方外之儀候は、吟味之上相應之御仕置可
申付事

一極貧者其子を同輩之者え養子に遣賣も同然に候故
養子又外え賣候共人を勾引賣候とは格別の事
寛政二年四月にも此れ
●大同小異の教令あり
●同十九年三月廿八日 覺

一衣服諸道具等隨分有合を用ひ古く候共身分無構可
用之新規之儀可爲無用候朔望廿八日其外御規式等之
節は格別平日は白小袖着用に不及候事
但上着只今迄編類着用無之候向後有合に着用す
べき事

一家來の衣服猶以見苦敷候共被用候程は可用之並綿
布取交候共いつれにも勝手に能様に可申付候尤女
之衣服可爲同前事
一家作等不急儀は無用之事
一物て公儀懸り候儀は各別家督嫁娶を始め一類中
贈答只今迄の半分たるべき事

一家督嫁娶之振舞は近年御定之趣を以猶更輕くいた
すへし其餘は祝儀には吸物盃事にて振廻ひ無用に
候小身之輩は一向に吸物盃事無用たるべき事
但常之參會平日用ひ候給物之外少も取繕申間敷
事

一可成程は知行無之者召置可然候物て相對に召置候
ものも何様にも用事辨し候は、男振無構可召置事
●同年九月

此度抱入に成候御駕籠の者より御駕籠頭並に組頭共
爲祝儀金子等致受納候段訴狀箱入候書付有之途吟

先達ても相觸候處頃日又々町方にて婚禮之砌石を打
戸障子等迄打破理不盡之仕方有之由相聞不届に候自
後右之類有之は早速捕月番の番所え召連可參候若其
通に打捨置後日に相知候は、名主五人組迄越度可申
付候此旨町中可觸知者也
三月

右は三月廿八日御觸町中連判例之通認同四月三日喜
多村納

●同年四月十六日

奈良屋にて番名主え被申渡
町々にて風之神送りと申色々藝など致候故喧嘩及口
論に訴出候町々も有之候間此以後藝など仕又は火を
燈し持廻り其儘捨候儀仕間敷旨大岡越前守様被仰渡
候間此旨町々え早々申渡候様被申渡候
●同二十年八月

近年人により風俗不宜不似合遊樂を專と仕其上惡所
等にも參候輩も有之候様粗風聞有之候心得達之面々
有之哉若年一類かどは別て心付自今急度相慎候様可
被致候事

右於帝鑑間雁之間老中列座松平左近將監達之
元文元年八月六日

覺
 近き頃雜說虛説を申觸物にあぞらへ作り物樂書等流布致し其上今度金銀吹替に付雜説申無筋儀を書付申ふらし候もの有之不屈至極に候自今雜說虛説等を申ふらし候歟無筋儀を書付流布致者有之者早速捕之月番之番所へ可訴出候吟味之上急度可申付候若隱置外より相知候は、常人者不及申家主五人組名主迄可爲越度候條此旨町中可觸知者也

八月

右御觸八月六日樽屋にて寫物町中連判同月九日同所納め

●看守訓授試作 (承前)

門 外 漢稿

五、巡警ニ關スル心得

巡警ハ戒護事務中最至重ナルモノニ屬ス在監人ノ行狀如何ヲ視察シテ信賞必罰ノ實ヲ明ニシ又在監人ノ逃走火災ノ危險等ヲ未萌ニ發見防遏シテ以テ監獄ノ靜謐ヲ保持スルハ即チ巡警ノ精粗如何ニ繫レリ故ニ

シ内情如何ヲ審悉スルハ戒護上ノ一大要件ナリ而シテ假粧ヲ看破シ瞞着ヲ打破シ能ク信賞必罰ノ實ヲ示シ以テ在監人ノ侮慢ヲ防クハ獄治ノ秘訣ナリトス此等ノ目的ヲ達セント欲セハ宜シク進メテ巡警法ヲ改良セサルヘカラス巡警法ニシテ完全シ戒護者ニシテ其職分ヲ盡クサハ獨リ戒護ノ目的ヲ達シ得ルニ止マラス信賞必罰ノ實モ舉リ懲感感化ノ實効ヲモ奏シ得ルニ至ルヘシ戒護ノ局ニ當ル者注意セスンハアルヘカラス因テ試ニ巡警ニ必要ナル事項ヲ列記シテ調授者ノ參考ニ供セント欲ス

一 巡警ニ出ル節ハ必ス手帳鉛筆呼子笛及捕繩ヲ携帯スヘシ

二 巡警中ハ別テ服裝及姿勢ヲ正フシカメテ威嚴ヲ失セサル様注意スヘシ

三 巡警中ハ漫リニ受持巡回線路外ニ至リ又ハ駐歩休息スヘカラス

冬季寒風膚ヲ裂キ白雪面ヲ衝キ手龜ヘ足凍ヘ如何程艱難ヲ覺ユルト雖モ夜ヲ冒シテ瞬時モ此要務ヲ廢止スヘカラサルナリ
 今ヤ獄制一變百事改良ノ緒ニ就キ復タ昔日ノ宿弊ヲ留メサルニ至レリ巡警ノ如キモ亦大ニ嚴肅ノ度ヲ加ヘタルコト固ヨリ更ニ贅言ヲ俟タサレモ未ダ全ク破獄逃走ノ跡ヲ絶ツコト能ハス往々在監人ノ櫛子ヲ截リ鎖鑰ヲ毀テ墻壁ヲ踰越シテ踪跡ヲ晦マス者アルヲ傳聞スルコトナキニアラス又賞罰其當ヲ得ス處罰者ノ少キハ眞ニ犯則者少キカ故ニアラスシテ犯則者ヲ網羅スルコト能ハサルニ因リ受賞者ノ多キハ眞ニ賞譽ヲ受クヘキ價値ヲ有スル者多キニアラスシテ假粧ニ欺カレ瞞着ニ迷フコト多キニ因ルヲ免レサル事實モ絶テナキニハアラサルヤニ想像セラルル此ノ如ク逃走者ヲ出シ賞罰ノ當ヲ失スルハ蓋シ巡警ノ精確ナラサルニ職由セスンハアララス夫レ在監人ノ陰謀ヲ探知

四 受持ノ巡回線路ハ豫定ノ時間ヲ以テ遲速ナク確實ニ巡了スヘシ

五 巡警中ハ故ナク立番所ニ立寄り又ハ立番者ト公務外ノ談話ヲ爲スヘカラス

六 夜間ノ巡警ハ上沓草鞋ヲ穿ツ等要スルニ足音ヲ發セサル様ニ注意シ在監人ヲシテ官吏ノ巡警シツ、アルヲ知ラシメサルコト必要ナリ

七 風雨ノ夜ニ在テハ一層視察ヲ周密ニシ百方戒護ニ注意スヘシ

八 監房ノ前後ヲ巡警スルキハ專ラ監房内ノ人員及在房者ノ談話舉動等ニ注意シ尙ホ扉ノ鎖否ヲ點檢シ房内ノ敷物常置器具及所持品等ヲ注視シ逃去ヲ容易ナラシムルノ形跡ナキヤ否ヲ査察スヘシ

九 病監ヲ巡警スルキハ專ラ病者ノ談話動靜看

- 病人ノ看護方、藥劑ノ有無及其配與方其他房扉ノ締り等ニ注意スヘシ
- 十 構内空地及外圍ヲ巡警スルルキハ專ラ櫛梯木材等ノ如キ逃走ノ用ニ供シ得ヘキ物件ナキヤ否其他逃走ヲ容易ナラシムル形跡ナキヤ否ヲ注視スヘシ
- 十一 炊場浴場等ノ如キ火ヲ使用スル所ニ在ツテハ特ニ其火ノ元ニ注意スヘシ
- 十二 巡警中在監人ヨリ訴願スル者アルルキハ一槩ニ之ヲ叱斥セス懇ニ其言ハント欲スル所ヲ聽取シ其旨趣ヲ手記シ置キテ之ヲ看守長ニ報告スヘシ
- 十三 在監人ノ行爲ニシテ制止ヲ要スルモノアルヲ認ムルルキハ侮蔑罵詈ニ涉ルルキ如キ言語ハ之ヲ避ク温言ヲ以テ之ヲ嚴格ニ訓戒スルコトヲ勤ムヘシ

●獨逸國行政法草案

矢 來 生

憲法既ニ實施ノ運ニ至リ人身ノ自由及財産ノ安全ヲ確保セラレタルノ世ニ於テハ刑ノ執行ニ關スル原則的ノ規程ハ必ス法律ヲ以テ之ヲ定ムヘキコト復タ辨ヲ須タサルヘシ曩年獨逸國ニ於テモ當局者間ニ此議ヲ生シ帝國司法事務局ノ起案ヲ實務家ヨリ組織スル委員ニ諮詢シ尋テ之ヲ聯邦會議ニ提出セリ然ルニ此專門家ノ手ニ成リタル實際的ノ草案ハ不幸ニシテ政治的議論ノ犠牲トナリ殊ニハ分房ノ爲メニ夥シキ費用ヲ要スヘシトノ懸念アリテ遂ニ甚シキ修正ヲ加ヘラレ本法大躰ノ趣旨ヲ損スルニ至リタレハ政府ハ之ヲ帝國議會ニ提出スルヲ見合セタリ獄事ノ爲メ實ニ遺憾ト謂フヘシ爾來十餘年ノ星霜ヲ經ルモ時運未ダ到ラサルカ再提出ノ舉アルヲ聞カス然レトモ譬ヒ其形跡ヲ幾分カ變更スルニモセヨ早晚必ス法律トナリ

- 十四 巡警中異狀アルヲ認ムルルカ又ハ他人ヨリ密告ヲ受クルルキハ直ニ看守長ニ報告スヘシ
- 十五 反獄逃走等事變アルヲ知覺スルルキハ先ツ自己ノ呼子笛ヲ吹キ非常ノ合圖ヲ爲スコトヲ怠ルヘカラス
- 十六 近傍ニ於テ笛聲起リタルルキハ先ツ自己ノ呼子笛ヲ吹キ尋テ笛聲ノ來リタル場所ニ駆ケ付ク應援ヲ爲スヘシ
- 十七 事變ニシテ急遽ニ出テ猶豫シ難キ時ハ直ニ其場所ニ至リテ相當ノ救護ヲ爲スヘシ
- 十八 巡警中見聞セシ事項ハ一々手帳ニ記シ置キ巡警了リテ休憩所ニ至ルルキハ其都度詳細ニ看守長ニ申告スヘシ

寄書

テ世ニ出ツヘシト信シテ疑ハサルナル當時委員ノ選ニ當リタルニハ皆有名ナル人物ナリ即チ典獄ダールンク氏、同エックルト氏、同ココストリン氏、同クロー子氏、同ベトラス氏、同ストレンク氏、同ウ井ルト氏及衛生參事官ベール氏はレナリ又該法律案ハ左ノ七章ヨリ成リタリ曰ク行刑監ノ構成(新築準則ヲモ包含セリ)曰ク管理及監督法曰ク刑期曰ク分房及雜居監禁曰ク監内ノ秩序曰ク懲罰及訴願法曰ク雜件

- 一 拘留刑ニモ分房ヲ使用スルコトヲ得ベシ
- 二 年齡十八年未滿ノ幼年囚ハ監督官司ノ特許ヲ經ルニアラサレハ三ヶ月以上分房ニ置クヘカラサルモノトス
- 三 成年囚ニ在テハ懲役ト禁錮トヲ問ハス先ツ分房ニ繋キ懲役囚ハ少クトモ六ヶ月ノ後又禁錮

四 八三ヶ月ノ後ニ至リ典獄ノ認定ニ由リ行狀及性質上雜居監禁ヲ無害トスルトキハ時宜ニ依リ取消スコトアルモノトシテ雜居房ニ移スコトヲ得ヘシ

四 三年ヲ超ヘテ分房ニ居ルヘキ囚人ノ承諾ハ一年ヲ經過スル毎ニ取消スコトヲ得ヘシ

國民名譽權剝奪ノ者及獨逸刑法第三百六十一條第三乃至第八項(習慣的乞丐等)ニ該當スル者ニ關シテハ左ノ諸規定アリ

一 食物及被服ヲ自給スル權ノ幾分ヲ停止シ且強制作業ヲ加重ス

二 名譽權剝奪ノ懲役男囚ニ限り笞杖ヲ懲罰トシテ使用スルコトヲ得

三 名譽權ヲ保有スル囚人ハ之ヲ剝奪セラレタル者ヨリ隔離セラル、コトヲ請求シ得ヘシ

役業ニ就テハ服役時間ニ由テ懲役囚ト禁錮囚トヲ區

テ告ケ將ニ任所ニ歸ラントス余輩頸ヲ延テ之ヲ俟ツ、恰モ早魃ノ雨ヲ望ムガ如シ依テ聊カ蕪辭ヲ草シ諸君ノ歸任ヲ歡迎セント欲ス然レドモ余ヤ不文、焉ゾ能ク諸君ノ意ヲ満足セシムルコトヲ得ンヤ

抑モ余輩ガ朝夕諸君ノ歸任ヲ俟ツ所以ノモノハ彼ノ美麗ナル卒業證書ヲ見ノガ爲ニアラズ東都ノ風俗ヲ聞ノガ爲メニアラズ又敢テ諸君ノ試験成績ヲ問ハント

ガ爲メニモアラズ、然ラバ何ゾヤ、諸君回顧セヨ寒威凜々飛雪紛々タル客年十月ニ於テ諸君ハ東都留學ノ選抜ニ預リ各、知事ノ命ヲ奉シ爾來孜々屹々切瑳

琢磨螢雪ノ功ヲ積テ今回無事卒業セラレタルニアラズヤ故ニ余輩諸君ガ將來監獄ニ對シ奈何ナル改良意見ヲ有スルヤヲ問ハント欲ス情々以ミルニ諸君ノ責

任至大至重ト云フベシ諸君ハ官費ヲ以テ留學ヲ命ゼラレシナリ故ニ他日歸任ノ節ハ銳意熱心獄事ニ改良ヲ加フルハ、期シテ疑ハザル所ナリ、然レドモ獨逸

別シ城塞禁錮囚及拘留囚ハ適宜收益ノ全額ヲ受ケテ作業スルヲ得ヘカラシメ殊ニハ大體個人的ノ原則ヲ確立シ就中幼年囚ニ在テハ教育及將來ノ生計ニ着眼スルヲ要シ定役囚ニモ賞與(工錢)ヲ許シ且之ヲ以テ嗜好品ヲ購求シ得ルモノト定メタリ

以上ハ僅ニ該草案ノ一斑ヲ示サンカ爲メニ抄譯スル所ニ係ル本邦ニ於テモ早晚此ノ如キ法律ノ發布ヲ必要トスヘシト思惟スルヲ以テ參考ノ爲メ恭ク貴會ニ寄ス載録ヲ賜ラハ幸甚

●刮目シテ司獄官練習卒業生ノ將來爲スアル所ヲ見ント欲ス

櫻花爛熳、桃李笑ヲ含ミ春氣萬然此ノ時ニ當テ、小菅集治監ニ、司獄官練習生卒業ノ式ヲ舉ゲラル而シテ全國九十二名ノ司獄官吏一人ノ第二洩ル、ナク各一片ノ卒業證書ヲ携ヘ、ゼーパツ氏其ノ他ノ教官ニ別

監獄制度ヲ悉ク我監獄ニ施行セシ歟或ハ適セザル場合アルモ未ダ知ルベカラズ故ニ能ク練習セシ所ヲ取捨折衷シテ改良ノ實ヲ舉ルハ實ニ諸君ノ博識多才ニ依ラズンバアルベカラズ

嗚呼諸君ハ百花爛熳ノ候ヲ期シテ卒業セラル、ハ誠ニ吉兆ト云フベシ其ノ美果ヲ得ンコト他日諸君歸任ノ時ニアラン余輩又タ眼ヲ拭テ諸君ノ一舉一動ニ意

ヲ注ギ奈何ナル成績ヲ我監獄上ニ顯スヤヲ見ント欲ス故ニ諸君假令卒業試験ニ於テ優等ノ點ヲ得ラレシモ他日之ヲ實際ニ施ス能ハズンバ其ノ効毫モナシ之

ニ反シ卒業ノ得點ハ末席ニ位スルモ能ク之ヲ利用シ若々我治獄上改良ノ實ヲ舉ルコトアラバ眞ニ曩日選抜ニ預リシ甲斐アリト云フヘシ願クハ卒業諸君ヨ好

結果ノ改良成績ヲ得バ宜シク本會ニ投稿シ其ノ鴻利ヲ一般司獄官吏ニ分タレンコトヲ切ニ冀望ス

明治辛卯孟春櫻於上州前橋利根河邊櫻

桃爛燭僑居

山崎紫水

飛

三譯

●聖彼得堡監獄改良會創立者「ヴェルター、ヴェニング」ノ小傳

此小傳ハ「ヴェルター、ヴェニング」氏ノ姪「ジュリヤ、ヴェニング」嬢ノ請ニ依リ「カーペンター」嬢ノ養女カ筆述シタルモノニ係ル

「ジョン、ホワード」氏ノ一身ハ慈善事業ニ密着ノ關係ヲ有シ其勢力ノ強大ナルヲ以テ他ニ數多ノ盡力家アリト雖モ皆氏ノ名聲ニ壓倒セラレテ聞ユルナキニ至レリ「ヴェルター、ヴェニング」氏モ亦其一入ナリ氏ハ「ホワード」氏ノ如ク非常驚クヘキノ事業ナシト雖モ監獄上ノ改良ニ就テハ其功績決テ湮滅ニ付スヘカラサルモノアリ氏ノ最モ力ヲ效タセシハ聖彼得堡ニ

實見スルトキハ直チニ之ヲ皇帝ニ奏シ或ハ之ヲ勲覽ニ供シ或ハ其直話ヲ聖聽ニ達シテ以テ寛減改良ノ勅裁ヲ促カセリ氏ハ能ク斷定裁決ノ才アレヒ詭辨若シクハ纖巧ノ術數ヲ有セズ故ニ若シ氏ヲシテ當時帝國政界上ノ全部ニ對シテ喙ヲ容レシメシナラバ必ス其位置ヲ失墜セシナラム
氏ハ千七百八十一年十一月十五日「デヴチンシル」ノ「トトチス」ニ生ル父ハ商業ニ従事セシヲ以テ氏モ亦其箕裘ヲ繼クヘキノ目的ニテ教育セラレタリ十八歳ノ頃英國ヲ去リ當時露都ニ在勤セル兄「ジャン、ヴェニング」氏ノ許ニ遊ヒシカ兄ハ任用セラレテ公使館中ノ高等ナル位置ニ達シ其名ヲ露國貴族ノ多數中ニ知ラレタリ「ヴェルター、ヴェニング」氏カ慈善事業ニ對シテ同感ナル益友ヲ得タルハ即チ此「ジャン、ヴェニング」氏ナリ千八百〇七年氏ハ露都ヲ去テ倫頓ニ歸リ數年間身ヲ委テテ病者及瀕死者ヲ慰問スルコ

アリ氏ハ「ホワード」氏ト同ク不幸者ヲ救濟シ人生ノ上進ヲ計ルヲ以テ己レノ前任トナシ生ヲ終フルマテ一身ヲ慈惠ノ犠牲ニ供シタリ其初テ露國ニ航スルヤ寥々トシテ聞ユルコトナカリシカ后チ信用セララル、ニ及ヒ始テ其傳記中煥乎タル光輝ヲ發スルニ至レリ氏ノ一世ハ愛情、歡喜、平和、耐忍、寛温、慈善、誠實、節制等ノ美稟ヲ以テ充タサレタリ而シテ殊ニ幽囚中ノ者ニ對シテ其心ヲ用フルコト最モ深カリシ彼ノ「ホワード」ヲ稱揚スル者ハ皆ナ其女帝「カトリヌ」陛下ヨリ宮中ニ召サレタルヲ辭シタルト公衆ノ觀望ヲ避ケ揚々得意ノ色ヲ表ハサマリシトテ學クト雖モ然モ「ホワード」氏ノ露都中ニ於テセシ事業ヲ數フルモ實ニ研究搜索ニ過ヤザルノミ
「ヴェニング」氏ハ之ニ反シテ露都ニ住居シ數年間辛苦勉勵ヲ積ミ遂ニ其慈惠ノ事業ヲ實施スル爲メニ帝室ノ保護ヲ得ルニ至レリ氏ハ殘忍苛酷ノ取扱アルヲ

トヲ務メタリ千八百十五年監獄制度ノ改良ヲ目的シテ創立シタル倫頓協會ハ大ニ氏ノ注目ヲ惹起シタリ該協會ハ總裁ヲ「グロセスター」公、會長ヲ「サミニユル、ホワール」氏副長ヲ上院議員「ビュッキンクハム」侯「ランズドーン」侯トス其他數多ノ有力家之ニ加ハリタリ其目的トスル所ヲ一括スレバ（失路者ヲ搜索シテ之ヲ救済ス）ト云フニ在リ本會ノ發起人モ氏ト同心戮力ニテ奮發シタルヲ以テ氏ハ益々其驥足ヲ展フルヲ得其意見ヲ贊成シテ滯留時間ノ最大部分ハ倫頓ノ諸監獄ヲ巡按シ及罪囚ニ對シテ宗教上ノ教訓ヲ加フルノ用ニ供シタリ
一日氏ハ「コルド、パス、フェールド」ノ監獄ヲ巡視シ諸罪囚中ニ容貌美麗ナル一少年ヲ見特ニ其犯罪ニ關シテ詳細ニ尋問セシニ輕罪ノ初犯タルヲ發見シタリ是ニ於テ該少年ヲ墮落中ヨリ引上ケンコヲ欲シ之ニ特別ナル注意ヲ付シ教誨誘導シテ其行狀ヲ監視シ悔

悟ノ實證ヲ得ンコトヲ務メ遂ニ其目途ヲ達スルヲ得タ
 リ其后該少年ハ首府ノ一商家ニ雇聘セラレシカ其主
 人ニ對スル善良ノ行爲ヲ以テ「ヴェニンク」氏ノ知ニ
 負カザルコトヲ證シタリ後年氏ハ聖彼得堡在留ノ際忽
 チ該少年ノ謝書ヲ受領セリ書意丁寧反覆其恩人ニ對
 セル感謝ノ熱情ヲ以テ充滿セラレタリ氏ハ此書ヲ以
 テ積年慈惠ノ爲メ盡悴セル勞苦ヲ全ク贖償スルヲ得
 タリト云フ少年モ亦氏ノ擁護微リセバ同囚ノ匪徒ニ
 浸潤シ永ク一身ヲ誤ルニ至リシナラム此成業ヨリシ
 テ非常ニ氏ノ精神ヲ激衝シ一日少年ヲ招キ之ニ告テ
 曰ク（足下モ一人ノ罪匪ヲ救済スルノ効ヲ奏セルヲ
 得ハ永ク有名ノ監獄家タルニ足ラン）ト此語ニ據レ
 バ氏自身モ亦監獄上ノ大家タルヲ自稱シタルナリ
 英國ハ首トシテ氏ノ感情ニ贊同シタリ然レヒ氏ハ本
 國ノミヲ以テ足レリトナサズ自カラ奮テ曰ク（此身
 モ亦人類ノ一部ナリ上帝ハ同一ノ血脈ヲ以テ地上ノ

億兆ヲ化成シタリ人ハ各々貴重ナル不滅ノ靈魂ヲ有
 ス）ト於是曾遊ノ國土ヲ追憶シ愛火炎々トシテ燎原
 ノ勢アリ遂ニ志ヲ決シテ再遊シ其得ル所ノモノヲ以
 テ之ヲ彼國ニ傳ヘ監獄上ノ改良ヲ實施センコトヲ庶幾
 ス
 英國ニ於テ氏ハ數多ノ勢力アル贊成者ヲ得タリ露國
 ハ「ホソード」氏カ曾テ監獄改良ノ必要ヲ公言シテ實
 行セラレザリシ所ナリ今此露國ニ於テハ竟ニ本國ト
 同一ナル編制ヲ設置シ得ザルベキカ是レ「ワオルダ
 」「ヴェニンク」氏カ商業ヲ棄テ、專ラ成就セントス
 ルノ企圖ヲ起ス所以ナリ」發途ニ臨ミ親交ノ諸友盛
 宴ヲ張リテ氏ノ行ヲ送り情意懇到ヲ極ム然レヒ氏カ音
 容長ヘニ絶ヘ竟ニ天涯異世ノ客タルベキハ一人ノ夢
 想ニ及バザリシ所ナリ
 我博愛家ヲ搭載セル船舶ハ千八百十七年五月十八日
 纜ヲ「グラヴェセント」港ニ解キ海上恙ナク聖彼得得

堡兄氏ノ許ニ達ス兄弟十年間ノ參商一朝團圓握手ノ
 歡ヲ得タルヲ以テ且ツ祝シ且ツ悅ビ友子ノ情益々密
 ナリ氏ノ此行ハ前後第四回目ニ當ルヲ以テ短期間ノ
 巡覽ヲ爲スベキ考案ナリシカ諸種情況ノ爲メ意外ニ
 延滞スルコトナレリ
 氏ハ其計畫施設ヲ容易ナラシムル爲メ贊成者及ビ其
 主義己ト同一ナル諸氏ト交結スルノ利アルヲ悟リ學
 士「パタルソン」氏ノ紹介ヲ以テ將軍「ポボー」氏ニ交
 ハリ「ポボー」氏ノ紹介ニテ教務大臣「ガリチーメ」親
 王ニ謁見ス親王ハ氏ノ意見書ヲ以テ之ヲ宮中ニ上ツ
 リ乙夜ノ覽ニ供シタリ
 故テ以テ氏ハ第一著手ヨリシテ勢力ノ連鎖ヲ確持ス
 ルヲ得タリ其他勢力アル諸大家ニ交ハリ慈惠事業ニ
 對シ必要ナル補助便益ヲ與ヘ古賢ノ（汝ノ手ニテ爲
 スヘキモノハ汝ノ全力ヲ竭クシテ之ヲ爲セ）ト云ヘ
 ル金言ヲ迅速ニ實行センコト氏カ如キ者ハ幾ト稀ナ

リト謂フヘシ「ヴェイチンゴフ」男爵ハ氏ヲ其馬車ニ
 載セ俱ニ日々各所ノ監獄ヲ巡檢シ氏ニ必要ナル計畫
 ヲ諮詢シ不幸無告ノ者ヲ憐察シ其目撃スル所ノ苦痛
 ヲ醫シテ之ヲ慰安スルノ方法ヲ問答シタリ男爵ハ氏
 ニ扶助ヲ與ヘタルノミナラズ常ニ慈親友兄モ當ナラ
 ザル關係ヲ保持セリ
 氏ノ第一ノ諸願ハ諸監獄ヲ巡檢スルニ充分ナル自由
 ヲ有スルコト罪囚取扱及現時ノ狀況ニ付忌憚ナク報
 告ヲ爲スコトヲ以テシタリ帝ハ氏ノ復命書ヲ嘉納シ
 給ヒ尙ホ續キテ檢案シ詳細ナル報告ヲ作り失當ト認
 ムル所ノモノハ意見ヲ呈スベシトノ勅命アリ
 （未完）

統計

●廿三年中銃砲類外國人ト賣買員數

外國人へ賣渡ノ部				外國人ヨリ買入ノ部				
府縣名	ヒストル銃	免許銃	軍用銃	室内銃	ヒストル銃	免許銃	軍用銃	室内銃
警視	三				二三五	二四八	二	九二
大阪						一〇二	一五四	
神奈川	二				一四九	八六	三	二四
兵庫	一				一五	二		
兵庫					一四四	四三七	一五九	一〇五
合計	六				二四四	二二	三	

●廿三年中火藥類外國ト賣買數量

外國人へ賣渡ノ部				外國人ヨリ買入ノ部				
府縣名	火藥	彈藥	劇發火藥	雷管	火藥	彈藥	劇發火藥	雷管
警視		八〇〇	一、〇七〇	一、〇〇〇	三、一六〇、〇〇〇	九三、五〇〇	一、七三九、〇〇〇	三、二七五、二〇〇
大阪					四九八、七八七、五	五、六〇〇	八五七、三八〇	一、七六、〇八〇
神奈川						三、三〇〇	一、八〇〇	三、一六〇、九〇〇
兵庫								一、七〇、〇〇〇
兵庫					一〇、八〇〇			一、七〇、〇〇〇
合計	一、五〇〇	八〇〇	一、〇七〇	二、〇〇〇	五、三〇一、五二五	一八、二一〇	一、〇六八、〇〇〇	六、六二二、一〇〇

雜報

●囚人發狂して治癒の見込なきときの處分

は之を如何すへき我刑法には規定なきを以て實際囚人中に癡癪者を出すところらんに司獄官の迷惑此上なかるへしと推測す犯時既に喪心せるの證あるときは不論罪たり判決前の發狂者は責付(保釋)の道あり唯已決の囚人は監獄の厄介者といふの外なきなり獨逸國に於ても發狂已決囚を刑期間入れ置くへき特別の癡癪院を監獄に付設すへきの議ありたれども遂に今日迄實行にいたらず故に現時は裁判所の判決を以て眞の發狂に相違あらざるものに限り受刑無能力者として放免するを例とせり我國にても此の如き慣例を生出するを得は格別なれどもそれまでのごころ特赦を上請すると第一の捷徑なるへし抑も囚人を監獄

に拘禁するは言ふまでもなく自由刑を執行するか爲めなり然るに發狂者に對ては刑を執行すへき様なし之を監獄に繋ぎ置くは監獄の靜肅を妨碍し官吏に無益の煩累を及ぼし及費用を消糜するの外毫末の効果とてもあらざるへきなり喪心者は自由の意思を缺けり自由の意思なきものは刑を受くべき責もなきなり唯眞に發狂せるや否を檢定するは容易の業にあらず之を思ふにつけても成るへくは各監獄に學識實驗を兼有する醫師を置き且適當なる裁判醫も到處に乏しからざる様いたしたきとに社

●典獄代理の事

監獄則及其施行細則は言を須たす刑法及其付則にも明に典獄に於て掌理すへき旨を規定せられたる一塵にして足らず然るに監獄は一地方架敷數ヶ所あり典獄は止た一人あり故に法則の命するところに必ず遵由せんか典獄は毎日數回各監獄を歴訪せざるへから

さるへし是れ口にたも言ふへからさる困難事なりとす客年地方官々制の改正せられたるまては監獄に本支の區別なく如何なる大監獄も又如何なる小監獄も同じ地方監獄として府縣第二部の管理に屬し而して同部には特に監獄の一課を置きて其事務を處理せしめ典獄は一地方に一人の外置かれされは一面第二部監獄課長となり一面自ら地方廳所在地の監獄を主宰し其他の監獄に在ては書記看守長の中一人に典獄心得又は代理の名稱を冠らして典獄の事務を攝理せしむるとなりしも改正後は典獄は監獄署長となりて一地方の監獄を統理するとなりたれば典獄の自ら事を視る監獄を監獄署となし其他の諸監獄を監獄支署と稱し監獄書記を以て支署長となせり既に支署長と云ふ内部に屬する典獄の事務を攝行すへきと是れ自然の結果なり然れども外部に向て典獄の施爲すへき事務は之を支署長に委任すへからす事故ありて上席

にこそ

●監獄の建築工事

には成るへく否是非とも囚人を使役すへし第一の使役方には桀して困難を感ずるとなれば監獄の自用に其働力を利用するの益あり第二普通の職工より賃錢廉なり第三監督を嚴重にし得へき便利あれば工事に手を抜くの弊なきを得へし

●再犯の定義

現行刑法に由れば先きに重罪の刑に處せられたる者再犯重罪に該る時は本刑に一等を加ふ又先きに重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪に該るときは本刑に一等を加ふとあれは例之は輕罪の刑に處せられたるもの再犯重罪なるときは法律上再犯とあらさるとなり予輩は常に之を憶みたり今改正案を見るに曰く確定判決に依り先に刑に處せられたる者再犯罪を犯すときは再犯と爲すと實に予輩の心を得たるもの

監獄書記に代理を命ずる時の外は必ず典獄の名を以てするを要すへきなり夫の特赦及假出獄の上請の如き重要な事件は典獄自ら其責に當りて可なり之に反して假出獄を停止するは法律の結果として當然施行するに於て且急を要するにもあれば警ひ假出獄の上申は典獄の名を以てしたればとて之を支署長に委任するを相當となすへし

●監獄書記

の上席者は典獄事故あるに際して之を代理すへきものなれば相當に官等の高きものを一人ありとも置くを要すへし地方に由りては判任官五等甚しきは六等より高き書記一人もあらさるか如き奇觀を呈するあり實に穩ならさる感を懐かしむるなり若し月俸十五圓位の書記にて一地方の監獄全軀を統轄し得へしとすれば強ち奏任官の典獄を置くの必要もあらさるへしとの極端論をも生起するとなからんや思ふへきと

なり

●數罪俱發

重罪輕罪を犯し未だ判決を経ず二罪以上俱に發したるときは一の重きに從て處斷すとは現行刑法の規定する所なり未だ確定の判決を経ざる數罪俱に發したるときは各其刑を宣告し云々數箇の刑共に定役を付し又は共に之を付せさるときは止た其期限の長きものを執行す若し其刑期等しきときは止た其一を執行す定役を付したる刑と定役を付せざる刑とを宣告者たる場合に於て定役を付したる刑期長く又は等しきときは止た其刑を執行す若し其刑期定役を付せざる刑より短きときは先づ定役を附したる刑を執行し其期限を定役を付せざる刑に通算す云々云々とは是れ改正刑法草案に謂ふところなり予輩は其既に一步を進めたるを歡喜するものなり然れども尙不満足を免かれざるを如何せん希くは今一步を進めて宣告した

る各刑を通算し一箇の綜合刑を成し(尤最長期の制限を設くへし)結局罪あれば刑之に随ふことならんを敢て乞ふ(*Gast crimina tot poenae*)

●押丁廢止の議

は數年前より予輩の耳朶を衝くと屢々なりと雖何分にも費用に關係するとなるを以ての故か遂に今日まで實行を見さりし然るに昨年來監獄改良の事若々歩を進むるに至りたれば此押丁を廢して看守のみとなすの議も從て再燃せざるへからざる時運に際會せり故に予輩は今度こそ彌々其事の行はれん様竊に祈り居るなり但看守は押丁に比し少からざる増費を要すれば頃數に於て多少人員を減するにあらざれば地方税の負擔を著しく加重するに至るの憂あり予輩は此位の不便は甘んじて忍ぶも可なりと思考す

●看守の教習

に就て客年訓を發せられたる當時其趣旨のある所を

の議論は賛成者もあり反對もある模様なるか兎に角世人の議論を引起すと予輩の喜ぶところなり各地に於ても同意者の増加せん様盡力あらまほし監獄社會の浮沈(チト大袈裟かれども)唯此一舉に係れり(少くも目的を達するの遲速あるへし)

●監獄改良

の事業は當局者の専有なるへからず一般有識社會の共同問題なるを要すへし監獄の良否は國家及社會に頗る廣大なる影響を及ぼすへし故に世の法律家政治家經濟家等は勿論教育家衛生家慈善家等に至るまで深く注意あるべきなり

●衛生は幸福を生ずるの母

とも謂ふへけれ殊に警察及監獄には直接の關係あるを以て益々之に注意すると必要なり今年も逐々疾疫の季節に近づきたれば予輩之を念ふと愈々切なり警察には宜しく警察醫を置くへし監獄に監獄醫を置く

聞くか儘記載したると兩度にも及ひたるか其後にいたりても往々教習所の文字に接するとあり例之は教習所の費用とか教習所を新設せりとか結局教習所なる一官衙の設置ありたるか如き觀を呈するを見る然るに曩きにも言ひつるか如く教習所なる場所を特設するは主務省の意思にあらす申事なれば萬一かゝる誤解を懐かゝる向もあらんには早々改められたきとになん

●監獄なる文字

羅甸語にては *carcer* と云ふ蓋し捕ふるの文字と同様なるへし獨逸語の *Kerker* は之より出てたるなり希臘には今の監獄に相當する文字なし戒護の語を以て代用せり瑞典語の *Inkte* は吊懸する所の義あるへし獨逸の今の *Gefangnis* なる文字は最初捕縛の義なりしか如し

●監獄費を一切國庫支辨とする事

とは現今法定の必要あり唯當さに人物を精選すへきのみ予輩は尙一の希望あり警察監獄共通にて差支なければ各地方に一人を以て足れり衛生の技術家を置かれたし最便利なるは藥劑師なるへしそれも科程を履みて學習したるものなるを要すへし化學的及理學的の試験に熟するものならざるへからず化學的分析及顯微鏡の使用に實驗あるを要す空氣の試験、飲料水の分析、飲食物の検査、人躰排泄物の検明等學術的の仕事堆く眼前に横はるを見すや其他衛生上學術的の試験検明を要する事項實に枚擧に遑あらず世は益々繁雜となれば今後門外漢の間に合せ仕事を許さるへし

●國民生活の度

進まされは文化の上達望むへからず殊に監獄に取りて大なる影響あり其故は監獄に於ては身躰の營養に缺くへからざるだけの飲食物を給せざるへからず然

るに世人一般の生活の度今日の如く低きに於ては設
どひ監獄に於ては必要に止まるだけの最下程度の食
物を給與するも仍ほ在監人の家に在て常食とするも
のより良好なるか爲め監獄に入るも毫も苦痛を感せ
ず却て此處に在るを喜ぶか如き奇態變常なる現象を
見るとあるへし左ればとて營養に不足なるか如き食
物を給せんか漸次衰弱して作業の働を減し遂には生
命をも危ふするにも至るへし是れ豈監獄の本旨なら
んや人民の生活の度を上進する最捷徑は徴兵の制に
若くはなし是れ三年の間規則立ちたる起居動作に慣
れ且充分身軀を營養するに足るへき飲食を爲して習
ひ性となるに由り歸郷の後も容易に其生活方を變す
へからず一面には能く規則正しく労働し他の一面に
於ては滋養ある美味の食物を常用するか爲め一人よ
り二人に傳へ三人に及ぼし漸々郷黨一般に生活の度
を上進するの媒となるへし予輩は監獄の管理上より

は如何之を是れ責むるとなく單に監獄のみを責むる
は其當を得ざるへしそれよりは寧ろ囚人の感化矯正
を主眼とし出獄後生活の途を得せしむるとに注意し
て大軀犯罪人の減少を計るこそ肝要なれ尤も故らに
良民の營業を妨くるか如き處置あるは不可なると勿
論なり成るへく世の經濟社會と關係を絶ち之と競争
せざる様注意するは司獄官の將に努むへきところな
るへしと云へり

●自由刑

といへば取も直さず獄禁刑の義なりと連了するもの
なきにあらざれども今之を列擧すれば追放、限地、
謫刑及繫獄の四分類とあるへしと云へり

●假出獄の停止に就て

假出獄を許され特別監視中更に罪を犯し其儘逃走し
て踪跡を晦らまし欠席裁判を受け其後特別監視期限
經過後縛に就き該裁判確定せし者あるに際し假出獄

着眼して國民生活の度益々上進するを希望す

●元警保局長清浦氏の出發

は四月廿六日と申事

●獄務顧問フオンゼーパツハ氏

は又々巡回の途に上らるへしと聞く今度は奥州より
北海道へ向はるゝ由

●囚人の作業

は良民の營業を害するの憂ありとて苦慮するもの多
し然れども一説には甚しく憂慮するに足らずといへ
り其故は元來囚人監獄に居るは變常なり家に在て
職業を營むこそ人間の常道となすへけれ左れば其家
に在て競争するは害なし唯監獄に在る間のみ害あり
と論するを得へき乎成程監獄に於ては公費の資金を
以て衣食の顧慮もなく且つ多人數集合して作業すれ
は多少其各自の家にある時に異なるの實はあれども
然らば大資本家大製造所を興して大規模の業を作す

を停止せんとするも已に刑期満限後なるを以て假出
獄を停止すること能はず如何するか疑あり此停止
方に就ては随分議論のあること、聞き及び居りたる
に其筋に於ては特別監視の期限内其裁判確定するに
あらざれば假出獄を停止するを得ざるものと定めら
れ問合せある向へは此旨を以て答示せらるゝ事にな
りたる由

●罰金換刑者刑期四分の三算出方に就て

罰金換刑日數刑期四分の三中に加ふること就て一
の疑問あり譬へば重禁錮二月に處せられ罰金拾圓を
附加せられ該罰金を定納すること能はざるより之を
輕禁錮十日に換へられ首尾よく滿期となりて放免せ
られたるに餘罪發覺し更に重禁錮四年に處せられ數
罪俱發例により前刑々期を本刑に通算するとせら
れたるものあり之か假出獄を許すに當て罰金より換
へられたる十日は刑期四分の三中に加ふるや否に就

き甲は之を加ふるものとなし乙は之を加ふべからざるものともし議論決せざるを以て其筋に就て聞糺せしに罰金より換刑せし者は假出獄を許されざる事に相成りざるを以て本件の如き場合に在ても同様に罰金拘留日数は刑期四分の三中に加ふべきものにあらざるの答を得たり因て尙ほ刑期四分の三計算方もも質問せしに四年の刑期四分の三を算出するは普通の仕方と異ならざるも只其刑期四分の三が一月一日に當るとすれば罰金拘留の十日は此内より差引き一月十一日を以て刑期四分の三の當日となすにありとの説明を得たり此件の如きは至て稀なる事なれども或は疑團を抱き居らるゝ方もあるならんと思考するを以て聞き得し儘を記して大方の参考に供す

●幼年囚の取扱方に注意すへし

年少者は意思確固ならざるか爲めものことに感染し易く善に歸するも惡に流るゝも一に之が誘導教化如

者は五千九百六十五人にして其徴効なき者は八千百三十八人なりとす如此未丁年囚の多くして遷善悔悟の徴効なき者割合に多きは蓋し再犯者の多き所以なるべし獄制の改良を圖らるゝの今日に至ては先づ未丁年囚の取扱方に注意し之を取扱方を改良するは最も急務なりと信す聞く所に據れば監獄則の規定あるに拘はらず監房の不足なるは役場の狹隘なることにより往々成年囚と同房同役せしむる處ありとてか最は最も忌むべき事なれば速かに成規通り施行することを勤むへし是れ吾人の最も熱心に當局者に冀望する所なり

●科程外工錢に就て

科程外の工錢は地方により之を與ふる場合を異にするあり或は毎等級の科程を了して尙ほ就役する者には總て之を給與し或は最上級の者に限りて之を給與す斯く其扱を異にするは大に囚情に關する義にして

何に因るのみ監獄則に於ても此に見る所あり其第十四條第二十一條にて監房に役場に當り丁年未丁年の別異方を定む畢竟するに成年囚の行爲を見習はすことなく又其誘惑を避けしめ惡事を幼稚に止めしめんとするの意に出づるなるべし其他十六歳未満の囚人に學業を授くるか如きも蓋し幼者は誘導如何に因て最も遷善感化し易きに因るのみ而して幼年囚は罪犯の卵子あれば未だ孵化せざるに先だち之を滅却するは罪犯豫防の一良手段なり隨て再犯者の數を減少するは明瞭たり内務省出版の統計報告書に據るに明治廿一年中に出監せし未丁年囚は壹萬貳千五百九十一人にして出監總囚員の一割餘に當り此内出監時遷善悔悟の徴効ある者は五千六百十八人にして其徴効なき者は六千九百七十三人なり又二十二年中に出監せし未丁年囚は壹万四千百三人にして出監總囚員の一割四分弱の多きに居り此内出監時遷善悔悟の徴効ある

事理にも適せざるとなり又同一監獄則の下に支配せらるゝ者なれば所に依て其扱を異にすべき道理なし監獄則を按するに第十七條に定役に服すべき囚人の作業は毎囚の體力に應じて之を課し一日の科程を定めて服役せしむへしとあり之に據て各囚の科程は豫め定め置くべき等なれば此科程こそ即ち一日の働き高かり此既定の働き高を超へて尙ほ働き得るなれば取りも直さず科程外の働きなり已に科程外の働きと爲す以上は之に對する工錢は科程外の工錢たらざるへからず是れ理の最も見易き所なり且斯く爲すときは自然既定の科程を速了し以て科程外の工錢を得んどの望を生ずるに至り大に作業獎勵の助けともなり誘導上に一大利便を與ふるに至るへし故に科程外の工錢は毎等級に隨伴するものたるは明かなれば科程を了して尙ほ作業に従事する者には等級に拘はらず科程外の工錢を給與するを以て當然とす最上級にあ

らざれば科程外の工錢を給與せざると云ふの扱振は
 要當を失するものと云はんのみ然れども茲に一の注
 意を要することあり即ち科程外の働きを爲す者は其
 科程の寛なるによるなきを保し難く又科程外の工錢
 を得る者多きは科程の寛なるを表明するの時あれば
 三日も科程外の働きを爲し得るに於ては其科程を増
 加し等級を上はす是れなり若し科程にして寛嚴宜し
 きを得るときは科程外の働きを爲す者稀にして常に科
 程外の工錢を得るは最上級の者に留まるに至るへし
 又科程未了の爲め懲罰を受くる者なきに至るへし是
 れ自然の結果なればなり要するに各地一定ならんと
 を望む

●在監人移轉の際領置金取扱方

在監人の所持金は從來保管金として大藏省預金局へ
 寄託せられたるも該金の如きは監獄則に據り在監人
 より食物購求若くは郵便税若くは父母妻子の扶助其

他正當の費用に充んと請ふときは典獄に於て許可し
 之れか支拂を爲すの手順なるか故に拘禁者の多數な
 る監獄に在ては其事最も頻繁なるのみならず日曜其
 他の休暇日或は金庫支拂時間後等の際しては前記の
 費用は勿論特赦假出獄其他臨時出監人又は刑死者死
 亡者の遺族に下付を要するとき之れか拂戻を受くる
 に差支を生し又其當初寄託を爲す場合に於ても手數
 勘からざるを以て保管金の取扱を廢し預金規則に依
 り預金として大藏省預金局へ預入れ而して其拂戻を
 要するときには即時拂の手續に依り取扱ひ又臨時支出
 の豫備として若干の現金を假出し置き出納官吏に於
 て隨意保管を爲すも妨けなきと定められたりと雖
 も預金として寄託したるものは在監人移轉の際通帳
 を以て送致し他の金庫に於て拂戻を受くることを得
 ざるにより此場合に於ては更に保管金に預替へたる
 上左記第一號の如き事由書を當初拂戻たる預金本局

承諾有之度此段及照會候也

年月日

何

廳

取扱主任

官氏名印

何地金庫

(第二號)

預金本局 又ハ何地 拂戻金證明書
 何金庫

保管金領收證書

第 號

一金何圓

保管金の事由

前書の金額預金に預替の爲め何官何某に於て拂戻
 を受くへきことを證す

年月日

何

廳

取扱主任

官氏名印

又は金庫へ送付し承諾を得て而して其送致すへき官
 廳へ領收證書の記番號及拂戻を要する金額等を通知
 し又其送致を受けたる官廳に於ては再び預金に預替
 の爲め拂戻を要するときには第二號の如き拂戻金證明
 書を發し主任官吏に於て拂戻を受くるの順序に改め
 られたり云へり由て聞き得たる儘茲に其雛形を掲
 ぐ

(第一號)

保管金金庫替事由書

何地金庫

保管金領收證書

記番號

一金何圓

囚人(又は刑事)所持金(又は給
 被告人(又は刑事)所持金(與工錢)

右保管金囚人(又は刑事)何某押送に付何地金庫に
 於て何廳の發したる拂戻金證明書に據り拂戻の儀

●題浦和監獄吏員攝影後
 監衛者不其者陶治居而。司獄者改茲責任官也。凡世之構省署者豈止拾數而已哉。若外務。若內務。若司法農商遞信。皆所以維持邦家安寧。增進衆庶福利。而上一國污隆。影響獨立消長者。恐不若監獄署也。蓋繫囚數多則表厥國風教薄弱。訴其草長以見厥民風俗敦厚。彼西比利亞慘狀露國人心之所以峻最米州法律之寬給共和政治所以平和也。由是觀之榮辱固圍縲縛於邦家。關係不亦大乎。願吾國前古已來奎運之盛。實如今日未曾有也。然而物有一利一害隨伴。仍爲數之自然矣。輒近人文愈進步武。德義愈拂地。推將將來獄有可杞憂者存矣。故世唱理論詐僞轉巧。法網殊加緻密偏兒增殖。噫呼際是明挺身感化。司獄當其任者責亦難哉。明治廿四年辛春培玉浦和監獄吏員某等謀攝影其真。蓋出懇親交際之意兼係調和温情之旨。予嘗謂獄吏之懇親警督按序於學生獄。教師一舉手。一

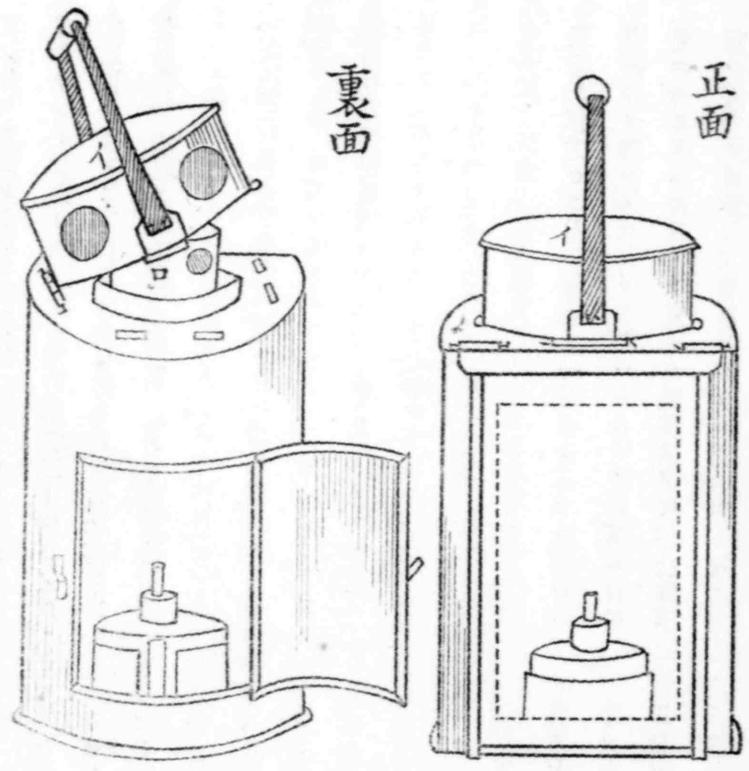
投足。足以供兒童之摸範。司獄者猶教師。囚徒者猶學生。吏員之規律可以矯囚徒之不規律。守衛者之厚誼可以保圍圍平穩矣。况團體集合之力奏其效也偉乎。然則列是圖士不啻止壽中物。殊進壽一和。頸鶴鴻脚互相扶。前者後人各相磨。以從事獄務。其成績也奚知陪獲他日與今日乎。於是乎吾人執掌獄廳。奉職改誌事業者。始可謂盡報邦家責歟。否寧庶幾不負交際温情之意矣。
 明治廿四年辛卯春清明前一日於武州浦和僑居
 青南 吉田孝 撰

●巡查用角燈の改良

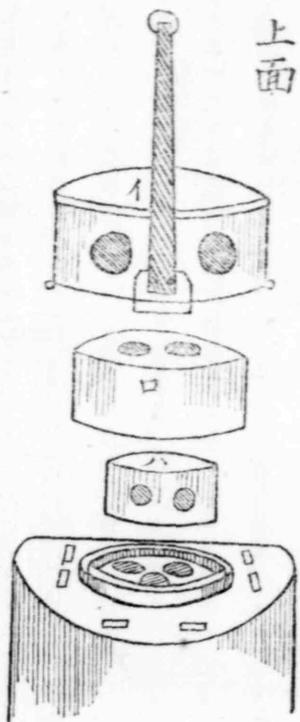
巡查用提ランプは各地方一定ならず多少其形ちを異にするのみならず提携に便否あり製造代價の如き又石油の消費高なり互に利害得失あるよし就中暴風強雨に際しては良もすれば點火に堪へ難きもの多きよし聞き居たるに今度茨城縣水戸警察署伊藤巡查か多

年研究して漸く製造せられたる角燈は能く暴風雨に堪へ提携にも便利かりとて該縣一般に採用すると決定せしかは本會取り敢へず其雛形等の下付あらんとを水戸署長原田則行氏へ乞ひ置きたるに直に左の書翰に圖面及説明書を添へ寄贈ありたれば掲げて當局者の參考に資す若各地方に於て見本を要せらるゝことあらば發明者に依頼せらるゝか又は直接製造人へ照會ありて可ならん兎に角實地試験せられたる成績は本會へ報道せられんとを希望す本會は之れを誌上に掲載して發明者の効勞を賞揚すへし

巡查用角燈發明ノ儀ニ付御合ノ趣致了承候當署在來ノ角燈ハ普通一般ノ製作ニシテ微風トイヘハ消火ノ憂アルヲ免レサルヨリ在勤巡查伊勢良武ハ種々工夫ノ末



圖ノ如キ角燈ヲ發明シ當市鐵砲町アリキ商荒井小十郎ヲシテ製造セシメタルニ付客月二十四日ノ夜大風雨ノ際ヨリ引續試用致候處毫モ消火ノ虞無之最モ實用ニ適スルヲ認メ當署ニ於テハ悉皆改造使



說明

御中

警察監獄學會

原田 則行

茨城縣水戸警察局長

用致居候尤モ本品ハ實物ヲ一見スルニアラサレハ其製法ヲ詳カニスルヲ得難カルヘク被存候ニ付圖面ニ付スルニ説明書ヲ以テシ及御回送候乍去尙不明ノ點有之候ハ、御問合次第可及御報且ツ又本品ハ二十二錢ニテ調製シ得ル筈ニ有之候

(ハ)(ロ)(イ)ヲ順次輪郭ニ付着セシメ蝶番ニ針金ヲ通シ燈胴ニ密着セシメ正面圖ノ如クスヘシ
組合セタル(イ)(ロ)(ハ)互ヒノ間隙ハ上部周圍トモ大約一分五厘程タルヘシ
内部へ空氣ヲ通スル爲メ燈胴ノ下底及下底ノ上部一分五厘ノケ所ニ線香大ノ孔穴二三ケヲ穿ツヘシ

正面ガラスヲ嵌入スル部分ハ風雨ノ浸入ヲ防ク爲メ極メテ密着セシムルヲ要ス故ニガラスノ内裏ニハ圖ノ如ク其四周ニブリキヲ張り出シ又上部へハ

蝶番ヲ以テガラス押ヘテ付スヘシ

上面圖中最下段ニハ燈胴ノ上部ヲ示シタルモノナリ則チ中央ニハ二重ノ輪郭ヲ設ケ内郭ニハ(ハ)外郭ニハ(ロ)蝶番ニハ(イ)ヲ嵌メ込ムモノナリ

●同盟罷工漸く盛んならんとす

同盟罷工と云へば歐米諸國の事とのみ思ひ居たるに近頃漸く我邦にも感染し來りて警察取締上新に注目を要すへき一事項を加ふるの時機到來せり抑も此同盟罷工は職工と會社、備主と被備人、地主と小作人等の間に於て其職工なり、被備人なり、小作人なりか、會社備主若くは地主に對し賃銀、働勞時間、其他自己の權利を伸へんと欲する時に於て各人個々普通の談判にては其請求の容れられざる場合に當り一會社若くは一地方の同業者團結して一時其職を罷め會社、備主等をして困難を與ふると同時に強硬の談判を開き其目的を達せんとするものにして其間示威

運動或は演説を聞く等の手段を爲すと雖狼藉の舉動に及ふか如きと甚稀かり斯くして數日を経る内何れの一方か其權利を届け或は仲裁人等の入るとありて終に平和に歸するを常とす故に警察取締の上に於ても事の暴舉に涉らざる以上は其運動を公認せり我邦に於ても若し此の如き同盟罷工なりせば敢て其運動を制止するの要もなく警察取締上も別段顧慮すへきものなしと雖或は恐る日本將來の同盟罷工は其運動上先づ殺氣をを含み直に暴行強迫して其目的を達せんとを企つるとかきを保せず若し果して此の如き分子を含むの狀勢あらば嚴に其運動を制止し其團脈を解散するとに躊躇すへからず此處置若し一步を誤るとあらは其害の及ふ所一會社一工場に止まらんや今歐米諸國に行はるゝ平和なる同盟罷工を以て見る能はざる一好例證を顯出せり左に掲げて讀者に報道せん

愛媛縣市の川鐵山は常に數千の抗夫を備使し尤盛大なる鐵山と聞きしか近頃に至り工夫の勞銀を引下げたるを憤懣し四月三日を以て同盟罷工を企て數百名大舉して事務所を迫り三日兩夜を徹して其塲を去らず且ダイナマイトを水に投し空砲を放ち又は抜刀して威勢を示せしかは役員も茲に至つて決心する所あり六日に及て彼等の要求を容れ賃金を拂ふと同時に所管西條警察署より數十名の巡查の派出を乞ひ置き立會の上其抗夫の鑑札を取り揚げ悉く解雇せしめたれば抗夫等は止むなく其塲を退散したり其後事務所に於ても地方の抗夫に限り之れを再雇し且同地の飲食店等に於ても他の抗夫には一切貨賣を爲さざる申合をせしより解雇の抗夫等は一層の困難を感じ翌々八日を以て今度は西條警察署に押し懸け役員か不當の處置を訴へ出しかは同署は先づ數名の總代人を呼出し種々説諭を加へられたれば最早如何とも爲し難

く前非を悔ひて再雇せらるゝもあり或は未だ未練を残して同地に止るあり又は西方に散するあり一時は非常に騷擾を極め爾後旅人の山中を往來するには刀劍類を携へされは安心ならずとて西條市の刀劍相搏俄に馳貴せりと同地の通信に見へたり

●戸口調査に就き人民の感情
警察上戸口調査の緊要にして其實効の多きは多言を待たず然るに此調査を受ける人民の感情如何を察するに不買の輩は申までもなく純良の人民と雖一般厭忌するの傾きあきを得ず必竟人民に此感觸を與ふるは生死出入戸籍の異動は市町村役場に届出あるを以て警察の調査は重複なりとの感あるに由るならん然るに時々刻々一定の時期なくして調査せられ一々之に應答するの煩あるのみならず時に或は戸籍上或は衛生上等注意を受くるとあるを以て普通面倒なりとの感情あるは自然の勢ひなり故に各地方に於ても大概

調査度數に制限を設け且人民を數種に區別し甲乙丙丁其度數を異にするもの多し假令は甲は前科者乙は惡漢不買者丙は普通の良民丁は貴顯素封家とし甲は一ヶ月幾回乙は何回丙丁は何ヶ月に幾回と定むるか如し此法たる可は可なりと雖人種の等級を人民に覺知せしむるの恐れあり其所以は甲家を査察するも乙家に就かず丙に入つて丁に入らず初めは不審を懷き後には之れを悟らん尤良民以下に類別せられたる者は別段感情を損するともかからん又前科者に在つても妨なしと雖獨り犯罪の懸疑者或は惡漢不買の部に編入したる者に至つては其感情を害するや甚しく折角有効なる戸口査察をして其方法の完全あらざるか爲め寧ろ行はざるの優れるか如き結果を見んとす故に其種類を分け査察度數を限定せんと欲せば力めて人民に覺知せしめずして査察を行ひ特に人民の目前に於て加除する戸籍簿の上に一見して覺知し得へき

符號を記するか如きとなく力めて人民の感情を損せざる様研究從事せられんとを希望す

●茨城縣警部長官舎
は去る頃より本部の傍りに新築中なりしか略は落成したれば本月中には移轉せらるへしと聞く抑も警部長の職たる一縣内保安の任を負ひ日夜靜止する所なき警察の要務を統轄するものなれば其人にして警察部と隔絶したる邸宅に住居しては時々差支を生せんと勿論なれば他の府縣未だ官宅なき個所は一日も速に之れか新設あらんと希望に堪へざるなり

●初犯者には刑を科せず
近年米國に於て實驗しつゝある初犯者には刑を科せざる裁判法は頗る好成績を得たれば獨逸其他に於ても之を採用せんと目下歐米法學社會の大問題となりたりと云ふ新法を聞くに刑事初犯の者には裁判を言渡して刑を執行せず二犯の時より刑に處するの法に

て此法を設る所以は是迄の經驗に依るに再犯者は初犯者より大膽なる罪を犯し三犯は再犯より大なる罪を犯すと各國同一轍に出づ其故は何れの國の監獄にても獄内は大抵惡事の學校となり初て之れに入る時は恐怖の心と羞惡の心とあれども一旦獄中に入る時は此心消滅して亦罪を羞つるの心なし之を防ぐには成たけ人を獄に投せざるにあり左りとて惡事を爲したる者を不問に置く譯にも行かされは之れに對し犯罪相當の刑を申渡し之を監視に附するに在り斯くする時は犯罪人は惡事修業の學校即ち監獄に入らずして社會より彼は刑事の宣告を受けたりとて法律の懲罰よりも寧ろ社會の懲罰甚しく犯人なる本人は自ら惡事を謹むの心を生し而して一方には獄中の人員減するか故に經濟上大に利益ありと云にあり云々と某新聞にありたり是れ恐くは本誌第九號の紙上雜錄欄に刑法上の新案と題して掲載したる事柄を謂ふなる

へし予輩は固より該案の熱心なる賛成者なり今此新聞を見るに及び愉快の感覺へす湧出し默過すへからす聊か一言を付記す

●田邊氏の清廉

元警視屬記録課長たりし田邊實明氏は宮城縣舊仙臺の藩士なるか警視廳過日の改革に際し氏は宮城縣磐井郡長に榮轉の筈にて其筋の詮衡中警視廳に於ては氏に非職の命あり蓋し同廳に於ては今回の非職員に限り彼の彌生社の積立金の内を以て三ヶ年分の非職給を一時に分與せらるゝとに決し居れば氏か警視に在りし功勞に報いんどの詮議に由りしと然るに氏は此恩典を辭して曰く余か轉任も不日に在り今日五百金を受ると自己の身上に取りては此上もなき仕合せなり然れども一方を顧りみれば傭吏等の解備せらるゝ者にして此恩典に浴せざる輩あり希は余の恩賜金を以此輩へ分與せられたし逆固辭せられたれば警視

廳に於ても其意を嘉し即日非職を取消されたり吁潔白なる哉田邊氏今日官途に仕ふる者の好模範とすへきなれ

●千葉縣巡查故鈴木清助氏碑文章按

千葉縣巡查鈴木清助氏が國庫金護衛の際兇賊淺野與右衛門の爲めに非命の死を遂げられたるとは本誌第一卷第六七號に連載せしか其後該地の有志者は氏が紀念碑を建設せんと盡力せられ已に同縣警部佐倉孫三郎氏は有志者の請に依り其文を撰せられたるも中途に異議を生し今は此美舉も殆んど其望を斷つに至りしと余輩其異議の生したるは何れの邊に存するや之を聞くを欲せずと雖も兎に角有志者の爲めに惜まざるを得ず今茲に佐倉氏の撰文を得たれば記して大方に願つ

千葉縣警部 佐倉 孫三撰

巡查鈴木清助殉難碑

君諱直義、稱清助、鈴木氏、千葉縣佐倉人、父稱羽右衛門、母片岡氏、以萬延元年四月廿八日生、兄弟八人、君其第四子也、明治十五年爲巡查、後轉看守、未幾復爲巡查、在佐倉警察署、廿三年四月四日受官金護衛之命、赴千葉、先是、有強賊掠奪官金於途、爾來輸送之際、必附護衛、午牌發署、過千代田村、有一男子尾來、其狀可異、試問所之、應答不明、君疑其賊、心竊戒焉、此踰千葉郡夫婦阪、日已暮、四顧寂寥、忽轟然一聲、飛丸射君臂、君拔劍顧叱之、賊遂巡猶彈者三、一丸傷左腕、君猛進薄之、揮刀擊左肩、將直兩斷之、忽自謂今殺之、則何賴得其狀、乃捨刀格搏、伏而縛左手、將及右手、右手猶持銃、發所殘二丸、中腹、君三負重傷、鮮血淋漓、痛苦徹骨、猶鼓勇不撓、賊亦決死抗拒、索將絕、乃解褲緊縛之、(詩、常人當此際、必應殺賊、而君則從容縛之、如不知重傷在其身、投筆感嘆久之、)時賊力窮、給曰

奴未知君膽勇。誤犯虎威。萬死所甘。唯奴有所志。苟免則謝以千金矣。君嗔不應。引賊抵民家。先是、傳丁見君難、奔報千葉警察署、衆馳至。則君按劍端坐。神色不變。衆護君入千葉病院、縣知事石田公警部長渡邊君等親臨蒞訪、君肅然改容、徐陳遭難顛末、詳悉不遺一事、公以下皆感泣、賜褒狀及三十金、又進一級爲巡查部長、蓋特典也、君在醫院也、國手究術、而毒丸之深入臂腹者、牢不可脫去、遂以月之八日歿、年三十有一、即日輿歸佐倉、翌葬於延覺寺、會者凡一千餘人。道路觀者無識與不識。皆泣而稱其義勇。配古川氏會病、聞之悲哀不禁、尋又歿、有一男猶幼、君幼精悍有膽氣、常指揮群兒、爲戰鬥之狀、人呼曰英雄兒、既長好武、學游泳於笹沼氏擊劍於夏見氏、後受拳法於戶塚氏、得秘術、君雖不甚讀書、善知順逆、有臨事斷乎不動之識、性豪宕淡泊、不修邊幅、交人重然諾、好趨人急、是以僚友畏而愛焉、

臨終謂人曰。吾講武以待變。今日聊試之。死猶無憾焉。嗚呼平時曉々唱節義。一旦瀕危遂巡顧望者人情之常也。獨君抵死不撓。以奏捕獲之功。其忠肝義膽。足以爲警吏之鑑矣。况其臨死言。從容不迫。以明平生之節。雖古烈士夫何以遠過焉。(評)人生誰無死。成其志而死。真無憾。可謂愉快男子矣。用此言收全篇。結構亦甚好。)頃朝野有志之士、相謀欲錄其功於石以傳不朽、徵余文、余不敢辭、記其便概云、
中洲三島先生評、巡查遭難致死者不少、而賊則大抵脫逃、今清助氏負三重傷、猶不屈、終生縛賊、以致警署、其義肝勇膽、近世所希見、此篇叙夫婦坂奮闘之狀、詳明如目睹、清助氏千歲不朽矣、
●寄席を他の使用に供するに就て
夜間開席し晝間休席の寄席にて其休席中園基の集會を爲さしむるも差支なきやの旨府下相生町警察署より警視廳へ問合せありしに 寄席を他に使用するは

一晝夜以上休席したる時に限る旨回答せられたり是を以て見る時は寄席の性質は遊藝を興行するを以て本分とするにあれば晝間なり夜間なり一席興行したる上は遊藝興行の外に使用すへからず然りと雖遊藝興行の休席已に一晝夜以上に涉り他の使用に供すへからずとする時は席主に取リ困難あるを以て長く休席の場合に限り特に許されたるものと知らる又此精神を以て押す時は演劇場は尙更一晝夜以上休演したる場合の外他の使用に供すへからざるものと解釋して可ならん

●警部登用試験

愛媛縣に於ては五名の警部欠員あるを以て各署に配置しある巡查部長の内其資格ある者に就き試験を行ひ登用すへき筈にて去る頃受験員を本部に召集し試験を行はれたり抑巡查より警部に被擢せらるゝは其資格ある者に就き文官普通試験委員長の詮衡を經て

任用すへきものなれば特に試験を行はるゝは甚た稀なるか如し然るに多數の巡查特に本部長の膝下に在らざる人物の中より各署長か種々の具申を取捨し適當の人物を得んと欲するには本部長躬ら其才藝を試み其任に堪ゆるや否を決定せられんと尤公平の處置にして此く鄭重を盡さるゝ上は登用に逢ふ者は一層の名譽にして又登用せられざる者と雖倍々職務を精勵すへき精神を喚起し尙管内各巡查の感情に就ても頗る好結果を得へきか

●長崎縣警部長方針の一斑

同縣眞崎警部長は愛媛縣より轉任以來輕舉事を爲さず靜かに前輩の方針及地方官民の情態を観察講究し有りしが此頃に至り該縣警察か從來武事に偏するの傾向あるを察し將來文事に向つて大に督勵すべき旨其向へ訓諭せられしと聞く余輩信す警察(監獄)か偏武の傾向あるは獨り長崎縣に止まらざるとを故に

地に送るの方法は尤困難なるへしと信するを以て容易に賛同し能はず論者此目的を達せんと欲せば先づ其方法を明にし其論據を確定せよ若し否らずして之れを斷行せんか如何ある慘狀を呈するや得て知るへからず我輩警察取締上尠少ならざる影響あらんとを信するを以て此の人力車廢止論に對しては輕々觀過する能はず今聞く所に依れば定期車躰検査の前後は盜罪の數俄に増加し其當時の逮捕人員人力車挽多きを見ると思ふに車躰検査の爲め新調修補の必要に迫り終に此結果を呈するに至るものならん現に此數月間府下並に横濱地方盜犯の數著しく増加せしは世上不景氣の集點なりとは云へ車躰検査の影響其一因あるへしと思はる况や京濱車躰検査の模様依るも不合格の多きと驚くに堪へたり今横濱一市内受檢の車躰二千七百輛中合格の者僅々四百臺にして殘る二千三百臺は不合格なりしと其中には廢車となり或は大

滿三十二年

同上中山勇藏方同居士族無職業

渡邊 平 丁

五十八年六月

右兩名官文書偽造行使件遂審理處

被告人渡邊魁は明治十三年七月二日雇人盜家長財物の罪に依り懲役終身に處せられ翌年逃走して其執行を通れ私に辻村庫太と變稱し父被告人渡邊平丁と共に大分縣大分郡大分町に寄留中明治十六年四月日不詳右事跡を掩晦し身を立つるの障礙を除かんと欲し辻村庫太は平丁の戶籍簿に記載ある平丁長男渡邊魁と別人たるの外觀を慮せんと企て平丁は子を思ふの切なる素より其感を同くし相談茲に一決し乃辻村庫太元と明治元年東京上野戰爭の際幼冲にして路頭に迷ひ居たるを平丁吾家に連れ歸りて養育したるものに係り族籍住所生死不詳

修繕を要するものあるへしと雖其多數は小補に止るものなるへきに之れをも修ふと能はず終に組合總代より警察署に請願し六月迄の猶豫を乞ふに至れり此一斑より推測するも此社會が生活の度を見るに足るへし而して今日は兎に角營業に従事しつゝありと雖若一朝其業躰を彼れ等の手より奪ひ去るに至つては市に虎を放つと一般先づ警察の取締法を定め監獄の門を開ひて待たざるへからず敢て人力車廢止論者に問ふ

●渡邊魁父子裁判言渡

盜賊判事と呼ばれたる彼の渡邊魁父子は去十一日午前十時長崎地方裁判所にて言渡されたる判決文は左の如し

東京府南葛飾郡寺島村元寺島二千九十四番地
中山勇藏方同居平民無職業

渡邊 魁

辻村鐵藏の長男にして現今廿一年の脱籍者なりと虚稱し魁に於て此趣旨の附籍願を作り平丁と共に署名捺印し平丁は之れを其同居せる本籍戸主中山勇藏に郵送し同人をして其願書に連署の上東京本所區長に進達せしめ尙ほ平丁は其年九月二十日該件に付本所區長の照會に基き大分町役所の訊問に對し庫太の族籍身分住所等附籍願に符合する不實の請書を提出し遂に本所區長をして翌十月四日其役所備付の戶籍簿中の郷八軒町三十番地中山勇藏同居渡邊平丁の部に平丁附籍として父族籍住所生死不詳辻村鐵藏長男辻村庫太文久三年六月生との虚構の記載をなさしめ爾來魁は辻村庫太と公稱し同區長の送籍書を得て大分縣下に轉籍し渡邊魁とは全く別人の如き觀を裝ひ其目的を達したるものなり

右事實は檢事の被告人渡邊魁調書東京市本所區長

の回報書并に之れに添付したる渡邊平丁戸籍寫被告兩人の豫審調書及び其現今の戸籍寫大分縣にある辻村庫太名義の戸籍寫附籍願書并に受書中山勇藏豫審證書被告兩人の陳述に依り證據充分あり右被告兩人が手段を設け東京本所區長をして戸籍簿に虚構の記載をなさしめ依て之れを公稱したるは自ら手を下して偽造行使したるに同じければ刑法第三百三條一項を適用し各輕懲役に處すべきものなり然るに平丁は犯情原諒すべき廉あるを以て同法第八十九條一項第九十條に依酌量して本刑に二等を減じ一年六月以上三年九月以下の重禁錮に處し仍は同法第二百七條に依り六月以上二年以下の監視に付し證據物件は刑事訴訟法第二百二條に依り差出人に還付すべき者とす

判決主文

被告人渡邊魁を輕懲役六年に處し同渡邊平丁を重

不日之れを公にし礫川女史に答ふる所あるへし女史夫乞ふ安んせよ

一筆申上候さて我日本の巡查は歐米各國に比べ候ても廉潔謹勉なる事は外國に參られたる人々よりよく聞及し所に有之候然るに其俸給はと問へば平均七八圓に過ぎずして之を時間に割れば二錢餘りに過不申由にて誠に僅少なる者と存せられ候如何に我國全肺の生計の度低く候得ばとて餘り低き様に考られ候其譯は晝夜風雨露雪に曝され別して深夜巡行の時などは危険の地位に立ち何時一命に係るとの出来間敷とは申されず候實に深更巡查の靴の音を聞けば悪人は遁れ世人は安らかに枕を高くして寐ることの出来るは誠に有難き事どもなり成ほど武士道士族風の残る間は今の如き薄給にても宜しかるべけれども行々は今少し俸給を増したく思ふなり然らざれば其人を得難く廉潔を養ふ事六

禁錮一年六月に處し監視六月に附す
但し證據物件は何れも其差出人に還付す
明治廿四年四月十一日長崎地方裁判所公庭に於て
檢事堀池常作立會第一審の裁判を言渡す

裁判長判事 手塚 吉康
判事 莊野 弘毅
判事 大石 健太郎
裁判所書記 吉田 敬一

●女史巡查の遺族を弔す

東京淺草三筋町謀殺犯富田勘次郎を捕縛の際非命の死を遂げたる東京下谷警察署詰園田巡查の遺族弔慰の爲めとて書狀に金圓を添へ小石川なる礫川ひで子女史か民友社に宛て呈送依頼せられたる其書狀を得たれば左に掲載す而して本會警察官吏弔慰上に就き久しく計畫する所ありしか漸く其事の熟せしを以て

ケしく相成可申候

今一つは職務の爲め死傷の時などは公衆より遺族の爲めに義捐金を募り度と存候例へば現に下谷警察署詰巡查故園田忠夫氏の如き承れば職務の爲めに斃れなされ跡に妻子の残り居らるゝとかや誠に御氣の毒に堪へられず候園田氏はイザ不知一般に考へ候時は失禮なる申譯には候得ども恩給手當祭祀料等は有之べけれど或は俸給の少なき爲めに貯蓄などの出来居らず候場合には別けて妻子方の御歎きは如何計と推計られ候故に各新聞雜誌社等に於て施主となられ世間の人々に訴へ大方の義捐を募られなば慈善の道にも適ふのみならず是れ義氣ある日本人の當に務むべきの事にして又巡查方をして其職務を盡すに當り跡にひかされ心配する事かからしめ公衆の安全幸福を利益する事と相成り可申様被考候付ては何卒各新聞雜誌社に於ても此

の度園田氏遺族の爲め義捐金を募る事を手初めとし向後職務の爲めに斃れたる人の遺族の爲めに世人の義氣に訴へられ世人も亦彼の己れ自身の過失より貧困に陥り又難船等の爲め難澁する人々を救助するの餘力と志あらば先づ職務義務の爲めに死傷せし人々の爲めに就て應分の義捐有之以て我國人の義氣心を現はし且巡查方をして其職務を重んじ之が爲めには生命を擲つても省みる所なからしめられん事希望に堪へ不申候乍失禮不取敢園田氏遺族へ御届けを願度金子壹圓相添へ貴社迄差出候間可然御取計ひ被下且各新聞雜誌に此事御相談被下ば實に有難き仕合に御座候也めでたくし

●賣淫の正式裁判

澤川 ひで子 謹白

高知縣高知市金子橋雇人口入業松本いとほ土佐郡旭村秋澤ひてなる者を媒合して賣淫せしめたる廉を以

れか不完全の所あるへしとて鑑定中のよし會員某より態々通信せられたり余輩其道に非されは醫學上に喩を容るゝと能はずと雖通信の如く尿道は陰門に在りとする時は男子の部に一の欠點あるを以て假に婦人の部に編入し女監に投せんか春情は決して發動せざるものと確證を擧るとを得へきや心許なし又其保證は單に學說のみに依ると能はざるを如何せん若又男子として男權に入れんか眞の男子と男子の間に於けるも囚獄内良もすれば人倫外一種の弊害其跡を絶たざるの今日假りにも婦女子の形を具備する彼をして男囚中に雜居せしむると如何あるへき故に余輩の見る所は矢張男子とも女子とも假定するとなく一己別房に拘禁せらるゝと允當ならんと信す

●廿餘名の殺兒犯

長崎縣島原警察署管内に於て近頃珍しき殺兒犯を逮捕せられたり今其通信に依れば同縣南高來郡布津村

て高知警察署は之を七日の拘留に處せしに不服なりとて正式裁判を求め高知區裁判所へ回付せられしも失張前裁判を認可し七日の拘留を申渡されたれば尙之れにも服せず上告に及ひしかば地方裁判所へ該事件を移されたるよし同地より通信の端に見へたり賣淫の上告未だ曾て之れを聞かず女權振張油斷のならぬ世の中にこそ

●男女兩性の囚人

近頃珍敷囚人現はれたり目下京都監獄に在る重禁錮一年囚藤井ちよ(註)は男女兩性を具ふる者にして容貌骨格は眞の男子なるも衣服裝髪は婦人の風を調へ陰莖茸丸も普通男子の如く又其下位に在る陰門は女子に異なる所なし併し尿道は陰部より通し未だ曾て春情の發動なく隨て男子とも女子とも交接したるとなきよし該監獄に於ても男女何れの檻倉に入るゝやに就き評議を盡されしか結局醫師の鑑定上兩性中何

に末吉安吉と云ふ者あり盜罪を犯し十八年中無期徒刑に處せられ殘るは妻「かの」なる者と實子六人養ひ子二人なり然るに此妻かのは夫安吉にも優る毒婦にして其後末吉の實足伊三郎に通し殆ど夫婦の如く暮す中實子養子八人の小兒數月間の内に或は病死し或は踪跡を失ひ其後絶へず實ひ子をなせ共同し十日後は二十日の内には終に其影を失ひ近傍に於ても頗る不審を懷き居る由早くも島原署の聞く所となり嚴密探偵せらるるに果して殺兒犯の證憑擧りしかば島原より鈴木署長、江川、久保田、西田の三巡查を率ひ又東有家分署より猿渡分署長、園田巡查を率し俱に被告の家を取圍み先づ被告兩人を縛し一應訊問するに最早包むに由しなく殺害したる二兒の死骸は椽下に埋めたる由白狀しければ更に長崎地方裁判所へ急報し日下部豫審判事、堀池檢事、國分書記並に村長等立會の上椽下を檢見せしに二個の死骸を發見

し未だ腐爛に至らず鼻口より出血の痕跡を止め其慘狀見るに忍びざるものありしと而して被告は目下豫審中なるも實子養子を合せて廿名以上殺害したる見込なりと呼慘酷なる哉

●出火々掛部署の制定

今回警視廳に於て火掛部署を左の如く定められたり

第一條 火掛部署は出火點を圍み防禦する位置を云ふ

第二條 所轄各組は先着の組火先(風下を云)に掛り順次着先の組にて出火點に圍み防禦するものとす

第三條 應援消防組は豫定の方位に火掛すへし

第四條 所轄各組に就き出火點を圍み防禦するも火勢猖獗を極めたる場合に於て應援各組の來着を見る時は豫定の位置に繰引くものとすへし

第五條 豫定の位置消盡したる時は烈火の位置に至るへし

第六條 司令長は場合に依り傳令使を以て分署長

に令達し火掛方法を變更せしむるとあるへし

第七條 各分署消防組出火點受持豫定は左の方法とす但第一第二圖を参照すへし

- 一 第一分署管内出火は所轄各消防組は東南とす
- 一 第二分署管内南とす
- 一 第三分署管内西とす
- 一 第四分署管内北とす
- 一 第五分署管内北とす
- 一 第六分署管内東とす

第八條 應援消防組受持豫定位置は別表に依る

第九條 極めて烈風にして第一圖の如く火掛するも到底其効なきものと認定する時は第二圖豫定の位置に於て防禦するものとす

第十條 蒸氣唧筒火掛方法も本心得に因て其位置を着据すへし但水利不便の場所にして豫定の方位に着据するに能はざる場合は此限にあらす

第十一條 分署長以下各消防士機關士所轄の掛り口を隈りに離るへからす(別表及圖は略す)

一 監禁の違法ならざること

二 破獄又は暴行を以て逃亡し又は逃亡せんと試みたること

蓋し監禁にして法律の規定に遵はざるときは即ち所謂擅任なる監禁なり吾人は擅任なる監禁に遭ひて服従するの義務を有する者に非ず故に監禁の違法なるときは縱令戒護吏に對して暴行を加へ又は監獄を破毀して逃亡するも其逃亡の行為は罪と爲すを得ざるなり然らば則ち監禁の手續悉く法律の規定を踐みたる場合に當り破獄暴行の手段を用ひて逃亡する者あるときは之を如何の刑に問ふべきか佛國刑法第二百四十五條を案するに曰く破獄又は暴行を以て逃亡し又は逃亡せんと謀試したる囚は其所爲のみを以て六月乃至一年の禁錮に處せらるへし是に由て之を觀るに監禁の違法ならざる場合に當り破獄又は暴行を以て逃亡する者は即ち逃亡の罪として禁錮の刑に處せらるへしと雖ども破獄暴行の手段を用ひず單に戒護吏の不意に乘し監獄の門を出て、逃亡する者の如きは刑法の罰する所に非ざるなりベルリュエ氏刑法の理由書中に言へるあり曰く夫れ自由を渴望するは人情の自然なり故に單に監獄の放開するを見て其闕を踰ゆるか如

きは、何を以て罪あるの行為と爲すへけんや破獄又は暴行の如き不良の所爲あつて而して後ち始めて逃亡を目して罪と爲すへきなりと、
 囚徒の逃亡に關する戒護吏の罪○囚徒破獄又は暴行を用ひずして逃亡するとき
 は、戒護吏専ら其責に任せざるを得ず、彼の戒護吏の故意を以て囚徒の逃亡を助くる者の如きは素より論なし、其懈怠よりして囚徒を逃亡せしめたる者も亦刑法に明條ありて其罪を免かるゝを得ず、而して罪の輕重は其逃亡したる囚徒の種類に應じて同しからず、今左に戒護吏の懈怠に因り囚徒の逃亡したる場合に關し佛國刑法一二の規定を示すへし、

逃亡したる囚徒若し警察上の輕罪又は加辱刑を受くへき重罪の被告人なるとき、或は此重罪の一に當る刑を言渡されたる囚人なるとき、或は戰闘の俘虜なるときは、其戒護吏を六日乃至二月の禁錮に處し、又其囚徒中の一人若し有期の施躰刑に當るへき重罪の被告人なるとき、或は其重罪を言渡されたる囚人なるときは、其戒護吏を二月乃至六月の禁錮に處し、又其囚徒中の一人若し死刑又は無期の刑に當るへき重罪の被告人あるとき、或は其重罪を言渡されたる囚人なるときは、其戒護

●雜誌購讀者諸君ニ告ク

- 第一 警察監獄學會雜誌ヲ購讀セント欲セラル、諸君ハ職業姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一ヶ月分ノ前金ヲ添へ拙者宛申込アリタシ
- 第二 雜誌代金ハ一ヶ月分前金拾貳錢トス雜誌ハ少クモ一ヶ月分ヲ豫約セラル、ニアラザレバ送本セズ
- 第三 雜誌ノ購讀ヲ廢止セラントスルトキハ必ス前以テ其旨通報アルベシ此通報ナキトハ假令前金打切ル、モ雜誌ヲ郵送シテ代金申受クベシ
- 第四 雜誌代金送付ノ手續并延滞ノ場合ハ左ノ如ク取扱フ可シ
 - 一 代金ハ總テ前金拂トシ一ヶ月分取纏メ前月末日ヲ期シ便宜郵便爲換若クハ通運便ヲ以テ主任磯村兌眞ヘ宛テ送付アルヘシ但郵便爲換ハ東京四谷郵便電信局ヘ振込アルベシ
 - 二 通運便ヲ以テ送金セラル、トハ別ニ持込賃ヲ添ヘラルヘシ又通運便若クハ郵便爲換不便ノ地ハ五厘郵券一割増ヲ以テ拂込アルベシ
 - 三 雜誌代金ハ便宜ニ依リ數月分取纏メ豫メ送付セラル、モ妨ケナシ
 - 四 雜誌代金ヲ送付セラル、モ別ニ領收證ヲ發セス雜誌ノ帶封ヘ(濟)ノ一字ヲ朱印シ代金送付済ノ證トス若シ領收證ヲ要セラル、モ別ニ費用ハ別ニ送付セラルヘシ
 - 五 購讀廢止ノ通知ナクシテ其月ニ至ルモ尚ホ其月分ノ代金送付ナク且ツ雜誌ヲ發送シタルトハ該帶封ヘ(督)ノ一字ヲ朱印シ御送金ヲ促シ若シ次回ノ雜誌發行前ニ於テ拂込ナキトハ其姓名ヲ雜誌ニ掲ク更ニ御送金ヲ促スヘシ但購讀廢止前ニ係ル雜誌延滞金ハ郵稅先拂ヲ以テ請求ス
- 第五 雜誌購讀者ニシテ一官衙内ニ奉職セラル、者ハ可成其間ニ於テ代金取纏擔當者ヲ設ケ購讀者ノ出入ヲ報シ代金ヲ取集メ及ヒ之ヲ送付スルノ勞ヲ取ラレントヲ望ム但シ代金取纏擔當者ヲ設ケラレタルトキハ其官職姓名ヲ通知セララタシ

警察監獄學會
 雜誌出版主任 磯村兌眞

(毎月二回發行部定價六錢)

● 廣告

● 本誌代金御取纏其他購讀者誘導方追々御配慮相願候諸君ニ對シ乍略義本誌ヲ以テ御禮申述候尙ホ此上本誌ノ普及及ヒ今日迄御主任未定ノ個所ハ該長官ヨリ特ニ御指定ヲ乞フ歟又ハ購讀者諸君中御申合ノ上御指定被下倍々御贊助相受度右御挨拶旁々特ニ相願候也

追テ本文御主任ニハ毎號本誌ノ代金不申受事ニ内定致候間爾今(第三號以下ヲ云)御送金不相成様致度候

又該長官ニシテ本誌御購讀無之向ヘハ每號若クハ時々本誌御送付可致候得共決テ御購讀願出候主旨ナラス故ニ假令進呈ノ文字脱漏致居候共代價可申受謂レ無之必竟該署ニ關係スヘキ記事又ハ緊急ノ事件有之場合ニ於テ爲御參考無代價御閱讀願出候義ト御承知置被下度候也

明治二十四年三月

主任 磯村 兌 貞

諸官衙長官
取纏主任 御中
購讀者

● 本誌第三號問答欄内ニ掲載セシ四個ノ懸賞問題ハ廣ク當局者中ノ答按ヲ募リ一問題ニ就キ各甲乙二答按ヲ撰擇シ來ル七月五日發行ノ本誌ニ掲載スヘキヲ以テ更ニ六月二十五日ヲ期シ續々投稿アラソトテ希望ス尤當撰者ニハ職務上必用ノ書籍物品ヲ呈スヘク且該品ハ可成本屬長官へ願出御送付相受度見込ニ付寄稿ノ節ハ必ス姓名及本屬署名等詳記セラレソトテ乞フ

明治廿四年四月十四日印刷
明治廿四年四月廿九日出版
發行人 東京市四谷區荒木町廿二番地 磯村 兌 貞
印刷人 同 市同 區同 町同 番地 近藤劍二郎